

令和4年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和4年3月2日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月2日 午前9時31分 議長 美馬友子

散会 3月2日 午後4時24分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

4番	仙才守	6番	麻植秀樹
----	-----	----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	住民課長	後藤信之
福祉課長	木村美枝	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	上下水道課長	大上誉司
会計管理者	長友清美	教育委員会事務局長	石木正昭
勝浦病院事務局長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第1号 令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第5 議案第2号 令和3年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第3号 令和3年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第4号 令和3年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第5号 令和3年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第6号 令和3年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第7号 令和3年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 勝浦町消防団員の定員，任命，服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 勝浦町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置，管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第12号 かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 勝浦町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改

正する条例について

日程第17 議案第14号 勝浦町星谷運動公園設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

日程第18 議案第15号 勝浦町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

日程第19 議案第16号 勝浦町道路線の認定について

日程第20 議案第17号 勝浦町公の施設の指定管理者の指定について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時31分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

コロナ感染の収束の兆候がまだまだ見えませんが、全員が感染対策及び体調管理を手を抜くことなく行っていただいて、この長丁場、乗り越えていきたいと思います。御協力よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから令和4年勝浦町マラソン議会ひな会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

すいません、日程に先立って市川教育長から欠席の届出が出ておりますので、御報告しております。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

2月16日、勝浦町で開催された勝名地区町村議会議員研修会に議員全員が出席いたしました。

2月26日、勝浦町で開催された第34回ビッグひな祭りオープニングセレモニーに私が出席いたしました。

3月1日、徳島市で開催された徳島県町村議会議長会第74回定期総会と、勝名地区町村議会議長会定期総会に私が出席しました。

昨日の議長会では、かつうら議会だよりが第36回町村議会広報全国コンクールにて優良賞をいただきました。全国町村議会議長会から表彰を受け取りました。報告いたします。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長のほか、お手元に配付の出席要求書のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

本ひな会議における会議録署名議員は、4番仙才議員、6番麻植議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 議会運営委員会から報告いたします。

2月22日に委員会を開催し、ひな会議の日程について協議を行いました。その結果、本日と3日、4日及び7日を議案審議とし、17日、18日及び22日の3日間を一般質問、22日及び23日を議案審議とし、25日を予備日の予定といたしておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

以上、報告とします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に日程第4，議案第1号，令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第10号）についてから、日程第10，議案第7号，令和3年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに議案第1号から議案第7号までを、一括して趣旨説明をお願いします。

野上町長。

○町長（野上武典君） 改めまして、おはようございます。

先週末の土曜日には、恒例の勝浦町に春を告げるビッグひな祭りが盛大に開幕いたしました。それまで、雪がちらつく寒い日が続いておりましたが、オープニングセレモニー当日は穏やかで温かい春の日となり、阿波勝浦井戸端塾の皆様のご熱意のたまも

のでなかったかと思えます。ビッグひな祭りに続いて開催が予定されている、勝浦さくら祭りなどの数々のイベントも楽しみなところでございます。

さて、本日は令和4年勝浦町マラソン議会3月ひな会議を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用のところ御出席を賜りまして深く感謝いたします。

今日のひな会議は、町長就任2期目4年間の初めての年度となり、令和4年度の事業等を決定する非常に、非常に重要な議会と認識いたしておりますので、議員各位の率直な御意見を賜りますようお願いいたします。

1期目の4年間では、勝浦病院の改築事業、学校の学習環境整備、移住定住対策、あるいは農業のブランド化など、公約に掲げていた施策を中心に進めてまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が2年間に及び、現在でも感染は収まることなく、町民の皆様の日常生活や経済活動に大変御不便をおかけいたしております。さらに、最大の感染者数となったオミクロン株の感染力が非常に強いため、徳島県においても急増し、本町でも1月下旬から断続的に感染が続いている状況で、皆様には不安な思いをおかけいたしております。

コロナ対策は、今が正念場であるという認識から、徳島県町村会では2月の定例会で、新型コロナウイルス感染症に対する緊急決議を町村長全員で採択したところでございます。

国際情勢では、早くからオミクロン株の感染者が急増した欧米諸国は、沈静化に向かい始めている情報がありますが、それよりも、ロシア連邦共和国によるウクライナ人民共和国への軍事侵攻が衝撃的で、憂慮する事態に陥っています。国際平和がこれだけ世界中に認識されている中で、国家によるあるまじき非道徳な他国への侵略が勃発するとは思っても寄らず、恐怖を感じるとともに、今後の国際社会への影響を危惧せずにはられません。

こうした状況は国外の問題と捉えるのではなく、国内にも大きな影響をもたらすため、情報網を広く張り巡らさなければならないと感じております。

2期目の決意といたしまして、ポストコロナ、国際情勢と国内の動き、これらが勝

浦町に及ぼす影響を念頭に、お互いが笑顔で話し合える町、誰もが元気で活躍できる町を築けるよう、町政運営を推進してまいります。

そのために、まずポストコロナです。ワクチンの追加接種の促進をはじめ、保育、教育や福祉施設での感染防止、業務継続確保などに全力で取り組んでまいります。

特に、人口減少とそれを見通した勝浦町第6次総合計画と総合戦略を基に、一つ一つの目標の達成に向け、実績を振り返り、検証しながら進めてまいります。

人口減少がもたらす問題は、各分野における人材不足に顕著に現れます。特に少子化、子供たちの減少は、次の世代を形成する人材が不足し、地域社会の維持継続にも影響を及ぼしてまいります。

勝浦町の将来を担う子供たちを育てるため進めてまいりました、学校のGIGAスクール構想事業につきましては、令和3年度に運用が本格的に始まりました。学校現場と連携を取りながら、これまでの運用に対しての検証を行い、ICT支援の、支援員の勤務時間を増やすなど、システムを効果的に活用できるよう必要な対策を講じることにより、児童・生徒の学習、学力向上に結びつけていきたいと考えております。

学校環境の整備につきましては、非構造部材等の耐震化、空調設備のほかに、劣化箇所等の改修等による施設の長寿命化に取り組めます。

阿南方面通学車両運行支援事業につきましては、引き続き1年間継続いたしますが、新年度の早い段階で高校生の皆様に公平に行き渡る、新たな高校生への支援制度を検討してまいります。

勝浦町の特色である恐竜化石を生かしたまちづくりでは、昨年から着任しております地域プロジェクトマネジャーの知識や経験を生かし、小中学校のふるさと学習に取り入れ、育ってきたふるさとを誇りに思える学習を充実させてまいります。徳島県立博物館の展示や発掘作業と連動し、勝浦町の恐竜化石を広く情報発信することが重要です。体験イベントなどを中心にした恐竜フェスティバルを夏休み期間中に開催するほか、新年度では10月15日の恐竜の日に、勝浦町の恐竜をPRできるイベントを開催いたしたいと考えています。

コロナウイルス感染症の影響から、各地区においての会合や各種諸行事が開催できない、あるいは規模縮小となり、共同機能の低下が顕著になってきています。コロナ

禍で低下している運動不足による体力，健康回復と合わせて，地域コミュニティの醸成を図るためにも，2年続けて中止となりました，みんなの運動会を，新年度では是非開催したいと思っております。議員各位，町民の関係者の皆様の御支援・御協力を改めてお願い申し上げます。

文化芸術振興では，例年，毎年恒例であった文化祭と芸能大会が，オミクロン株の感染拡大から相次いで中止となりました。町民の皆様が楽しみにしている文化，芸術活動が思うようにできない状況の中，文化協会をはじめ関係団体と連携を密にし，コロナ禍でも可能な文化芸術振興策に取り組んでまいります。

勝浦町に住みたい，住み続けたいと思ってもらえるためには，安全で安心して暮らせる生活環境が必要です。

自動車が経済活動や日常生活に欠かせない交通手段であることから，県道や町道，特に安全な幹線道路の整備が重要となります。県道整備につきましては，県道阿南勝浦線の沼江バイパス3期工事の早期完成，県道徳島上那賀線では中角地区の自歩道整備促進，新浜勝浦線星谷工区，了仙寺工区においても，改良工事が進捗するよう県に対し要請を強めるとともに，町にあっては事業推進に協力してまいります。

棚野地区の狭隘箇所につきましては，中角地区の事業完了後に早期に事業採択されるよう，地元の協力をいただきながら要望活動を継続いたします。

町道につきましては，勝浦病院へのアクセス道となる棚野八石線の改良や生名東橋の架け替えなど，促進をはじめ，新年度から星谷橋架け替えについて，調査，測量，設計に着手いたします。

毎年，補修箇所について各地区の区長さんに調査をお願いしている町道整備は，日常の安全な生活のため重要な施策であるとともに，町内業者育成の観点から，一年を通して平準化した事業実施に努めます。

勝浦川のしゅんせつにつきましては，星谷橋，今山橋周辺が完了し，引き続き勝浦中央橋周辺においてもしゅんせつ事業が進んでおり，洪水リスクの低減につながっております。

新たな河川監視カメラが今山橋上流左岸に設置され，洪水への防災対策は順調に進んでおりますが，しゅんせつ後の効果など河川状況を観察し，引き続き堤防等の強靱



化を県へ要望してまいります。

中角地区の県営前山谷砂防事業につきましては、仮設進入路の工事が完了し、本体工事の早期完成に向けて協力してまいります。

地域公共交通体制について、徳島バスの一部路線廃止に伴うタクシー運賃助成の継続とともに、高齢化による免許証返納対策や公共交通空白地域の解消、また阿南方面通学支援も併せて、地域全体の公共交通ネットワークについて調査、研究を進めます。

土地利用や災害復旧を迅速に進めるため、重要となってきます地籍調査事業につきましては、一般社団法人かつうら国土と未来振興協会への事業委託により、令和3年度から本格的にスタートいたしました。町と法人との間で地籍調査の2項委託を契約し、調査面積の拡大と併せ、一層の加速化を図ります。

簡易水道事業では、老朽化した水道施設の統合や計画的な更新を進めております。中山横瀬地区では、漏水対策として檜淵地域の配水管を整備してまいります。

未普及地域解消のため、西岡地域の配水池改修に合わせ、山田地区の給水区域拡張を計画し、今年度は水源地及び配水池の用地測量、用地購入、また予定配水池付近の地滑り調査を実施いたします。

簡易水道事業及び農業集落排水事業について、今後の人口減少等による料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新投資の増大等、経営環境は厳しさを増しており、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組むため、令和4年度から地方公営企業会計法を適用し、公営企業会計を導入いたします。

移住者、定住者支援として、新築支援やリフォーム助成はニーズが多く、事業を継続するとともに、勝浦町空き家等対策計画から優良な空き家の洗い出し、利活用を促進いたします。

また、宅地造成事業では、横瀬区で進めております造成工事を完成させ、早期に分譲に取り組んでまいります。

徳島市とのごみ広域処理計画については、候補地の変更により中断いたしておりますが、マリンピア沖洲を新施設建設地とし、再開されることとなりました。徳島市また関係市町とも連携し、計画を進めてまいります。

ごみ処理については、コロナの影響やSDGsを考慮して、生ごみ処理機の購入数が増加していることから、その補助枠を広げてまいります。

消防、救急体制については、粘り強く常備化に向け取り組むとともに、地域防災力の維持と消防団員の処遇改善のため、消防団員報酬や手当を増額し、消防団の活性化に努めてまいります。

勝浦町には、基幹産業である農業によりもたらされる特産の熟成みかん、元気な住民団体が実施する数々のイベント、近年では恐竜化石など、町の個性と魅力にあふれた資源があります。

ミカンを中心とする基幹産業の農業においては、高齢化や担い手の不足による事業継続が問題となります。

このため、特に負担となっているミカン農家の防除作業を省力化、労働力不足を補うため、スマート農業実証事業に取り組んでまいります。実証事業では、近年急速に普及しつつあるドローンを活用して防除作業を行うもので、時間、コスト、効果を農家とともに実証確認し、実用化に向けて取り組んでまいります。スマート農業の導入は次世代の就農者にとっても魅力的であり、省力化とともに就農者が増えることを期待いたしております。

パイロット園地の再利用については、新規就農者のために有効活用し、町においてはできる限りの支援体制を整えてまいります。

6次産業化の推進のため整備いたしましたオレンジファクトリーは、試作品作りの活用を進めてまいりましたが、今後の方針として、実際に販売できる製品を作る施設として運営してまいりたいと考えております。

令和3年度から進めてきました、阿波かつうらブランド化推進事業につきましては、令和4年度では地方創生推進交付金を活用し、勝浦町の意欲ある事業者に対し、地域資源や製品の発掘、磨き上げなど、ブランド商品の開発を支援するとともに、販路の開拓、魅力発信の体制づくりを促進してまいります。

サテライトオフィス等誘致につきましては、新型コロナウイルス感染症のため企業とマッチングイベントが中止となるなど、誘致活動は進んでいない状況ではありますが、感染症対応臨時交付金を活用して地方進出を検討している企業に対し、セミナーの実

施や現地視察に招いて誘致につなげてまいります。

今回開会されたビッグひな祭りをはじめ数々のイベントは、町の大きな魅力となっておりますが、コロナの影響から規模縮小や中止する事態が続きました。落ち込んだ観光、交流人口の増加とアフターコロナの需要回復を図るため、新年度では勝浦町観光促進プロジェクト事業において観光プロモーターに委託し、これまでのモニターツアーの検証と新規のツアー商品づくりを造成してまいります。

また、徳島県東部の観光ルートは、鳴門市や徳島市を中心に確立されていることから、小松島・勝浦広域連携観光推進プロジェクトとして、JA産直市の連携やそれぞれの自治体が持つ、食、宿泊、体験、観光を広域での観光客誘致に取り組みます。

人に寄り添い、人と人が支え合い、地域の中でお互いを思いやることのできる地域力の高い町を勝浦町は目指しています。

避難行動要支援者を地域で支える安心・安全なまちづくりを推進するため、災害時における支援計画をあらかじめ定めておく個別避難計画作成推進事業に、新年度から本格的に取り組みます。

コロナ禍で高齢者の日常生活での外出や、社会での交流活動が減少してきたため、心身の脆弱性、いわゆるフレイルが懸念され、認知症対策が必要となってきました。

このため、令和3年度はタブレットを利用して脳若トレーニング講座を開催し、各地区で好評を得たことから、新年度ではこの講座を拡充するとともに、新たに高齢者がオンラインで交流や買物、脳トレ等ができるように、タブレットの基本操作を教える教室を開催いたします。

高齢者にもICTの利用促進を図るとともに、FTTH導入時から懸案でありましたケーブルテレビなどの利用料について、テレビのみの利用者に対して助成することといたしております。

地域で一人暮らしの高齢者、障害者の方を見守るために緊急通報装置を貸し出し、緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制を整備してきていますが、新年度ではさらに人感赤外線センサーを追加して、見守りの強化を図ってまいります。

老朽化しているサルビア作業所については、病院に併設されているデイケア施設コ

スモスに移転することといたしておりますが、新年度の早い時期において設計管理に着手していきたいと考えております。

多様化する障害児への支援については、障害福祉サービスを行う施設への通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、そのニーズに対応してまいります。

また、発達障害の特性が見られるものの、診断基準には満たない状態を有する子供を、他の子供と一緒に同じ環境で保育することで期待できる成長、発達の効果を促すため、保育士の充実を図ってまいります。

妊娠、出産期から子育て期までの切れ目のない健康支援のため、検診等で必要な備品を整備するほか、産後ケア事業として行っております助産師訪問事業の拡充を図ってまいります。

昨年12月に勝浦病院の本体工事が完成し、現在、4月開院に向け移転作業を行っているところではございますが、町内でもコロナウイルスの感染が拡大したことから、予定いたしておりました町民の皆様の内覧が延期されております。開院しますと立ち入ることができない施設等の一部が御覧いただける貴重な機会ではございますので、診察が始まるまでに、どうか実施できるように努めていきたいと考えております。

令和4年度から、ハード面でもソフト面でも、よりよい環境で患者の皆様には診察や療養ができるよう、職員一同決意を新たにするとともに、旧病院の解体や外構工事についても滞ることなく事業を進めてまいります。

まだまだ新型コロナウイルスとの戦いは続いておりますが、新しく改善された環境の中で町民から親しまれ、安心と安全、そして信頼して御利用いただける病院となるように取り組んでまいりたいと思っております。

県下統一を進めております国民健康保険の税率改正では、資産税割を廃止する方針が打ち出されておりますが、本町ではそれに先駆けて、新年度から税率の一部を削減し、被保険者の負担軽減を図るとともに、医療費高騰を抑制するための保健事業では個別支援による保健指導を行い、特に糖尿病性腎症などの重症化予防に努めてまいります。

防災体制につきましては、3年度において防災専門の職員として防災監を登用し、

その知識と経験を生かした防災対策に取り組むとともに、県と連携した全町防災訓練や自主防災組織の避難所運営など、災害時での避難訓練を充実するほか、地域の防災力の向上に努めてまいります。

町の行政については、いまだコロナ禍による業務増、その対応に迫られておりますが、その状況下においても職員一丸となり、勝浦町第6次総合計画並びに総合戦略によるまちづくりの推進に向け、職務に邁進してまいります。そのため、デジタル化など専門知識や経験が必要な分野については独自に人材を確保するとともに、職員一人一人の能力、生産力を上げる研修や、特性を生かした人材育成に取り組んでまいります。

ふるさと納税については、さとふるなどのサイトを利用始めておりますが、件数は110件と昨年度の7倍近い申込みはありましたが、金額では210万円余りと3倍程度にとどまったことから、さらにアドバイザーを迎えてカタログ等の作成、情報発信の充実を進めてまいります。ふるさと納税につきましては、早い時期に関係団体の育成も兼ねて、民間への委託を進めていく構想と考えております。

まちづくりを進める上で最も重要なことは、町民に寄り添い、望むことや悩んでいるその声に耳を傾け、意思を沟通交流することが必要です。そのために、町民から意見を伺う機会を積極的につくるほか、ワークショップやパブリックコメント、SNSを活用した情報収集など広聴機能を強化してまいります。

令和4年度にあつては、コロナ禍で薄れかけている人と人との触れ合いを大切に、心の絆が深められるまちづくりを進めるとともに、初心を忘れることなく、2期目も町民の皆様へ寄り添って、町民の声に耳を傾け、想像力を働かせ、きめ細かな施策に心がけてまいりますので、議員各位におかれましては、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第1号から議案第7号までの提案事由を説明させていただきます。

議案第1号は、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億2,462万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億7,211万8,000円とするものでございます。

議案第2号は、令和3年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,842万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,027万7,000円とするものでございます。

議案第3号は、令和3年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,716万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,540万7,000円とするものでございます。

議案第4号は、令和3年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ668万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,583万4,000円とするものでございます。

議案第5号は、令和3年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,612万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,481万6,000円とするものでございます。

議案第6号は、令和3年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ251万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,405万8,000円とするものでございます。

議案第7号は、令和3年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正額につきましては、病院事業収益及び病院事業費用の予算額からそれぞれ313万3,000円を減額し、7億9,583万7,000円とするものでございます。また、資本的収入及び支出の補正額につきましては、資本的収入の予定額に1,213万7,000円を追加し、12億3,851万2,000円とするものでございます。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、御審議いただき、御決議賜りますようお願い申し上げます。提案事由の説明とさせていただきます。

きます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、議案第1号の全体説明と総務防災課及び議会事務局関係について。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 皆さん、改めましておはようございます。

議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第10号）につきまして、まずは全体を説明をさせていただきます。

歳入歳出、第1表、予算補正でございます。

歳入の部、3款利子割交付金、1項利子割交付金11万円の増額。

4款配当割交付金、1項配当割交付金184万3,000円の増額。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金189万4,000円の増額。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金86万6,000円の増額。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金52万5,000円の減額。

10款地方交付税、1項地方交付税4億7,359万2,000円の増額。

12款分担金及び負担金、1項負担金74万6,000円の減額。

13款使用料及び手数料、1項使用料12万3,000円の減額。

14款国庫支出金、1項国庫負担金1,401万5,000円の減額、2項国庫補助金606万6,000円の増額、3項委託金93万2,000円の減額。

15款県支出金、1項県負担金1,286万9,000円の減額、2項県補助金5,900万9,000円の増額。

17款寄附金、1項寄附金500万円の減額。

18款繰入金、1項基金繰入金5億5,595万6,000円の減額。

19款繰越金、1項繰越金294万1,000円の増額。

20款諸収入、3項雑入548万4,000円の増額。

21款町債、1項町債5億8,626万6,000円の減額。

歳入合計、6億2,462万7,000円の減額とさせていただきます。

続きまして、歳出の部でございます。

1 款議会費， 1 項議会費200万円の減額。

2 款総務費， 1 項総務管理費6,691万1,000円の減額， 2 項企画費1,075万1,000円の減額， 3 項徴税費75万円の増額， 4 項戸籍住民基本台帳費28万2,000円の減額， 5 項選挙費630万9,000円の減額， 7 項監査委員費58万円の減額。

3 款民生費， 1 項社会福祉費2,457万6,000円の減額， 2 項児童福祉費3,201万7,000円の減額。

4 款衛生費， 1 項保健衛生費 5 億9,028万2,000円の減額， 2 項清掃費887万6,000円の減額。

5 款農林水産業費， 1 項農業費7,430万円の増額， 2 項林業費200万5,000円の減額。

6 款商工費， 1 項商工費990万5,000円の減額。

7 款土木費， 1 項土木管理費69万9,000円の減額， 2 項道路橋りょう費3,945万円の増額， 3 項河川費123万7,000円の減額， 4 項住宅費159万円の減額。

8 款消防費， 1 項消防費483万4,000円の減額。

9 款教育費， 1 項教育総務費1,374万5,000円の減額， 2 項小学校費953万2,000円の増額， 3 項中学校費858万4,000円の減額， 4 項社会教育費538万6,000円の減額， 5 項学校給食費89万円の減額。

11 款公債費， 1 項公債費220万円の減額。

12 款予備費， 1 項予備費4,500万円の増額。

補正額， 歳入補正額 6 億2,462万7,000円の減額とさせていただきます。

歳入歳出それぞれ42億7,211万8,000円とさせていただきます。

続きまして， 第2表， 継続費の補正でございます。

こちらのほうは， 4 款衛生費， 1 項保健衛生費， 勝浦病院改築事業繰出金でございます。 令和3年度年度割額を1億4,744万9,000円， 令和4年度を1億3,335万1,000円， 令和5年度を3,892万6,000円とさせていただきます。 総額につきましては7億4,724万8,000円と， 5億1,310万円の減額とさせていただきます。

続きまして， 3表， 繰越明許費でございます。



2 款総務費， 1 項総務管理費， 今山ふれあい交流館用地取得事業597万8,000円。 4 項戸籍住民台帳費， 社会保障・税番号制度システム整備事業39万6,000円。 同じく戸籍住民基本台帳費， 転出・転入ワンストップ化システム整備事業286万円。

3 款民生費， 1 項社会福祉費， 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 6,498万8,000円。 2 項児童福祉費， 子育て世帯等臨時特別支援事業204万5,000円。

4 款衛生費， 1 項保健衛生費， 新型コロナワクチン接種事業926万8,000円。

5 款農林水産業費， 1 項農業費， 情報収集等業務効率化支援事業12万円。 同じく 1 項農業費， 国土調査事業 1 億631万円。

7 款土木費， 2 項道路橋りょう費， 道路改良事業3,927万1,000円。 同じく 2 項道路橋りょう費， 星谷橋架け替え事業2,800万円。 4 項住宅費， 宅地造成事業3,028万9,000円。

9 款教育費， 2 項小学校費， 学校等における感染症対策等支援事業200万円。 同じく 2 項小学校費， 小学校特別教室エアコン整備事業918万5,000円。 3 項中学校費， 学校等における感染症対策等支援事業100万円。 同じく中学校費， 中学校特別教室エアコン整備事業667万円。

以上，繰越明許費合計 3 億838万円とさせていただきます。

続きまして，第 4 表，地方債補正でございます。

補正予算債100万円を追加し，過疎対策事業（ハード事業），補正限度額をマイナス 5 億5,800万円，限度額を9,420万円，過疎対策事業債（ソフト事業）480万円を増額し，限度額を5,360万円とするものです。また，公共事業等債60万円を減額し，限度額を100万円に。臨時財政対策債4,246万6,000円を減額し，6,753万4,000円とするものでございます。起債の方法，利率，償還の方法については，当初予算同様とさせていただきます。

続きまして，総務防災課，議会事務局関連の詳細説明をさせていただきます。

まず，総務防災課のほうから御説明をさせていただきます。

総務管理費でございます。2 款総務費， 1 項総務管理費， 1 目総務管理費でございます。補正額でございます。6,419万4,000円の減額とさせていただきます。主なものにつきましては，職員給料1,780万円，また，退職手当組合負担金1,600万円の

事業費見込みによる減額が主なものとなっております。

続きまして、2目財産管理費でございます。こちらのほうは230万円の工事費の減額とさせていただきます。役場西側駐車場の事業確定実績、費用確定に伴います減額とさせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生費、27節繰出金でございます。こちらのほうは、病院事業特別会計繰出金のほうを5億1,626万2,000円減額させていただくものでございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費、1目非常備消防費でございます。補正額でございますが、483万4,000円の減額とさせていただきます。主なものにつきましては、防災監の登用が9月1日となったため、給与、その他手当、共済費、そちらのほうを減額をさせていただきます。また、消防の操法への補助金等80万円等の減額でございます。

続きまして、12款予備費、1項予備費でございます。こちらのほうは4,500万円を追加補正し、歳入歳出の調節を行うこととさせていただきます。6,000万円につきましては、令和4年度当初予算繰越金として計上する予定とさせていただきます。

続きまして、議会事務局関連の補正予算を説明させていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会の旅費130万円の減額ほか、需用費、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金の合計200万円の減額とさせていただきます。

それから、2款総務費、7項監査委員費、1目監査委員費の負担金、補助金及び交付金58万円の減額については実績見込みによる減額で、いずれも各種会議や新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により中止、または書面決議やオンライン開催への変更により不要となったため、減額補正するものでございます。

以上、詳細説明について、総務防災課、議会事務局関連でございます。御審議いただき、原案どおり御同意賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の企画交流課関係について。

寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） おはようございます。

令和3年度一般会計補正予算（第10号）、企画交流課分について御説明いたします。

初めに、歳入です。増額分の説明をいたします。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節の企画費県補助金のうち、地域イノベーション集積拠点創出事業補助金が87万円の増額となっております。こちらは、当初、コロナ臨時交付金で実施予定でありました事業ですが、昨年度に引き続き、徳島県の補助事業が採択されたことによる財源振替を行うことによる増額で、増額となりました。

続きまして、歳出です。歳出は全て減額となります。

初めに、2款総務費、2項企画費、1目企画費です。8節の旅費から11節の役務費までですが、計53万8,000円の減額で、これはコロナ禍による会議や出張が中止となったことによるものです。12節の委託料330万6,000円、17節の備品購入費15万7,000円、18節の負担金、補助金及び交付金、7事業で計675万円の減額は、いずれも実績による減額です。

続きまして、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費です。18節負担金、補助金及び交付金420万円の減額です。こちらは商工補助金のうち、プレミアム商品券事業分をコロナ臨時交付金で実施したための減額、それから、同じくコロナ臨時交付金で実施した事業者支援補助金の申請実績による減額となります。

続いて、2目観光費です。こちらは全体で441万8,000円の減額ですが、このうち、8節の旅費以外は地域おこし協力隊採用にかかる人件費、住居借り上げ料などの減額となります。8節の旅費65万7,000円の減額は、観光関連の出張がコロナ禍で中止となったための減額となります。

続いて、3目地域交流推進費です。8節の旅費30万減額と、13節の使用料及び賃借料、合わせて30万2,000円の減額。こちらにつきましては、ふるさと会の総会中止に伴う費用の減額となります。17節の備品購入費38万5,000円、及び18節のイベント助成事業補助金の60万円の減額は、いずれも実績による減額となります。

以上で企画交流課関連の説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の税務課関係と議案第2号及び議案第6号について。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） おはようございます。

議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算の税務課関係について説明させていただきます。

初めに、歳出の増額分でございます。

予算科目、2款総務費、3項徴税費、2目賦課徴収費、還付金の75万円でございます。目的は、住民税の納付後に修正申告があり、住民税が減額変更となったことにより、収め過ぎとなった住民税を速やかに還付するためでございます。決算見込額224万9,953円に対し、当初予算額150万円を差し引き、不足分の75万円の増額をお願いするものでございます。

次に歳入でございますが、15款県支出金の国民健康保険基盤安定費負担金14万円の増額。同じく15款県支出金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金112万3,000円の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。

20款諸収入、後期高齢者医療返納金489万3,000円の増額でございます。これは令和2年度の後期高齢者の医療費の負担額が確定し、精算の結果、広域連合から返納されてくるものでございます。

次に歳出でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金112万円の減額。同じく3款民生費、1項社会福祉費、5目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金の149万7,000円の減額につきましても、決算見込みによる減額でございます。

次に、議案第2号、令和3年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

歳出の増額分でございます。

予算科目、3款国民健康保険事業費納付金の介護納付金110万6,000円ございま

す。目的は、徳島県へ納付する国民健康保険事業費納付金の介護分の額の確定によるものでございます。確定額1,096万3,951円に対し、当初予算額985万8,000円を差し引き、不足分の110万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に歳入でございますが、1款国民健康保険税の医療分、後期支援分、介護分の合計678万4,000円の増額でございます。

4款県支出金の普通調整交付金60万8,000円の減額。特別交付金のうち、保険者努力支援分242万5,000円の増額、特別調整交付金分317万8,000円の増額、6款繰入金の出産育児一時金等繰入金112万円の減額につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

7款繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したことによる増額でございます。

次に歳出の減額分でございます。

1款総務費の普通旅費につきましては、コロナの影響により、県外での会議が中止になったための減額でございます。

2款保険給付費の2項高額療養費、一般被保険者高額介護合算療養費35万円の減額、一般被保険者高額外来年間合算療養費25万8,000円の減額、2款保険給付費の4項出産育児諸費168万円の減額、全て決算見込みによる減額でございます。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、県への払込みとなります一般被保険者医療給付費分76万2,000円の減額。同じく2項の後期高齢者支援金等分、県への払込みとなります一般被保険者後期高齢者支援金分等24万2,000円の減額。これは払込額が確定したことによる減額でございます。

5款保健事業費、2項特定健診事業等事業費、検査委託料118万8,000円の減額でございます。令和2年度で中止となりました脳ドックにつきましては、今年度は実施ができておりますが、頸部エコーと腹部エコーの受診者の減少によるものでございます。特定健診等負担金、52万3,000円の減額でございます。受診率60%を目指しておりましたが、コロナの影響により、受診率は約53%にとどまる見込みでございます。

8款の勝浦町病院事業特別会計繰出金につきましては、病院事業特別会計の中で説明がありますので、詳細は省略させていただきます。

続きまして、議案第6号、令和3年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明させていただきます。

1款後期高齢者医療、特別徴収保険料67万7,000円の増額。普通徴収保険料現年度分74万2,000円の減額、普通徴収保険料過年度分39万4,000円の増額につきましては、全て徴収見込みによるものでございます。

3款繰入金、保険基盤安定繰入金149万8,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

5款諸収入、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業費134万3,000円の減額は、広域連合からの委託事業の人件費減額に伴うものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合保険料等の96万9,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

4款高齢者保健事業費、合計の134万3,000円の減額は、生活習慣病等重症化予防及びフレイル予防の事業を行う栄養士の人件費の減少によるものでございます。

以上で税務課関連の説明を終わらせていただきます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の住民課関係について。

後藤課長。

○住民課長（後藤信之君） それでは、議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第10号）、住民課関係について御説明を申し上げます。

主に予算書で説明いたします。

第3表、繰越明許費でございます。

2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業でございます。39万6,000円でございます。マイナンバー制度を利用する戸籍と住民基本台帳のネットワーク連携、広域交付、また、戸籍の附票記載事項追加などに対応したシステム改修を数年に渡りまして行ってきておりますが、当初は3年度中に改修予定でございました改修を、国のスケジュールの変更により、4年度へ繰り越して実施するものでございます。

続きまして、その下の事業名、転出・転入ワンストップ化システム整備事業286万

円でございます。この事業は、今会議におきまして予算を上程するものでございます。

事業の概要について説明いたします。

現在、住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、御本人が転出し、市町村で転出証明書を受け取り、転入地市町村で転入届とともに提出する必要がありますが、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における処理に多くの時間を要しております。そこで、マイナンバーカード所持者がマイナンバーカードのオンライン手続専用サイトでありますマイナポータルから、オンラインで転出、転入予約を行い、転入地市町村があらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うことで、転出、転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るものでございます。

手続の流れについて図で説明します。

左下①で、マイナンバーカード所有者がオンラインで転出届と転入予約を同時に行います。②で、転出地には転出届が、転入地には転入予約がそれぞれ届きます。③で、転出地が転入地に対し、転出証明書情報を事前通知します。④で、転入地が転出証明書情報を基に転入届にあらかじめ印字を行うなど、転入手続の事前準備を行います。⑤で、マイナンバーカード所有者が転入予約日に転入地に来庁し、転入手続を行うというものでございます。これによりまして、窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮など、住民の利便性の向上、また、窓口混雑が緩和されるとともに、事前準備による転入手続当日の事務負担が軽減など、市町村の事務の効率化も図れるものと考えております。財源としましては、国の整備費補助金を充当することとしております。

戻りまして、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。6,498万8,000円でございます。内容といたしましては、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主等に、1世帯につき10万円を支給するものでございます。

続きまして、予算書の歳出のほうで御説明をいたします。

1段目でございますが、2款総務費、1項総務管理費、3目交通安全推進費でございます。こちらのほう、実績に伴う交通指導員の謝礼15万7,000円の減額でござい

す。

3 段目でございますが、8 目広報費でございます。実績に伴う勝浦町広報郵送料 12 万円、印刷委託料 14 万円の減額でございます。

下の段でございますが、2 款総務費、4 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費でございます。システム改修委託料 286 万円の増額は、先ほど繰越明許費で御説明いたしました。その下の段、個人番号カード交付事業交付金。個人番号カードの製造、発行等を地方公共団体システムが行っておりまして、その事業費を支払うものでございます。実績に伴う減額でございます。

26 ページから 27 ページの選挙費につきましては、10 月の衆議院議員選挙、また 1 月の町長選挙におきまして、それぞれ実績に伴い各科目を減額するものでございます。

3 款民生費、2, 1 項社会福祉費、9 目住民生活行政費でございます。実績に伴う計画等改定業務委託料、減額でございます。

7 款土木費、4 項住宅費、1 目公営住宅費でございます。実績に伴う減額でございます。大きなものとしては、修繕費 30 万円、工事請負費 60 万円の減額でございます。

住民課関連の一般会計予算につきましての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第 1 号の福祉課関係と議案第 5 号について。

木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） よろしく申し上げます。

それでは、令和 3 年度勝浦町一般会計補正予算（第 10 号）について、福祉課関連の詳細説明をいたします。

まず、マネジメントシートに沿って説明をしていきます。

歳入の財源振替でございます。

事業は子育て交流支援センター駐車場拡張工事、3 款 2 項 2 目子育て支援事業費になります。当初、過疎対策事業債（ハード事業）を活用して実施予定でありましたが、とくしま地域づくり推進事業助成金 200 万円の採択を受けたため、過疎債からその他に歳入財源の振替を行ったものでございます。

次に、増額補正の説明です。



保育士等処遇改善臨時特例事業，新規事業になります。3款2項1目児童福祉総務費でございます。目的は，新型コロナウイルス感染症への対応と，少子高齢化への対応が重なる保育現場の最前線において働く方々の収入の引上げを図ることです。事業概要は，令和4年2月から9月までの間，職員に対して3%程度，月額9,000円の賃金改善を行う教育，保育施設等に対して，当該賃金改善を行うために必要な費用を補助するものでございます。処遇改善対象でございますが，勝浦町では，みかん保育園，こすもす保育園に勤務する職員，非常勤職員を含み，法人役員を兼務する施設長を除く，となります。補助額は，補助基準額（月額）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）×事業実施月数となっております。事業費は，みかん保育園が33万3,080円，こすもす保育園44万8,360円，時間外勤務手当4万2,640円を計上させていただきます。財源内訳は国支出金82万5,000円で，特定財源としまして，保育士等処遇改善臨時特例交付金10分の10となっております。今回の補正は，令和4年2月，3月分の賃金改善のための費用を計上しております。令和4年4月から9月までの分につきましては，令和4年度当初予算で計上させていただきますので，よろしく申し上げます。

次に，地域子育て支援拠点事業，継続事業になります。3款2項1目児童福祉総務費でございます。こちらは，勝浦みかん保育園に委託し行っております，こあら組の事業になります。今回補正する理由でございますが，国の基準額改定に伴うもので，子ども・子育て支援交付金の基準額が827万円から839万8,000円となり，12万8,000円の増額となります。特定財源は，子ども・子育て支援交付金，国3分の1，多様な子育て支援推進交付金，県3分の1となっております。

次に，病児・病後児保育事業，こちらも継続事業でございます。みかん，こすもす両保育園に，それぞれ1名ずつ看護師を配置しております。今回補正する理由でございますが，こちらも国の基準改定に伴うもので，子ども・子育て支援交付金の基準額が，みかん保育園，こすもす保育園とも447万2,000円から449万9,000円となり，各園2万7,000円の増額となっております。特定財源は，子ども・子育て支援交付金，国3分の1，多様な子育て支援推進交付金，県3分の1となっております。

次に，保育関連事業費交付金返還事業，返還金でございます。令和2年度の実績精

算により、国庫負担金の返還を行うものです。返還額は、①子どものための教育・保育給付交付金11万3,174円、②子ども・子育て支援交付金107万2,000円、③子育てのための施設等利用給付交付金25万5,500円、計144万1,000円の返還金でございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金、こちらも返還金になります。令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事業実績により、返還額が確定したものでございます。返還額18万5,000円となっております。

次に、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、継続事業でございます。今回補正する理由でございますが、こちらも国の基準額改定に伴うもので、子ども・子育て支援交付金の基準額が、たけのこクラブ、753万9,100円から813万8,600円、59万9,500円の増額。ちゃいるどクラブ、795万5,100円から829万4,600円、33万9,500円の増額となっております。特定財源としまして、子ども・子育て支援交付金、国3分の1、徳島県放課後児童健全育成事業費補助金、県3分の1となっております。

次に、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業、新規事業となります。3款2項2目子育て支援事業費でございます。こちらは、学童クラブ支援員の賃金改善を行うための事業で、事業概要は、令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う放課後児童クラブに対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助するものでございます。処遇改善対象は、放課後児童クラブに勤務する職員、勝浦町ではたけのこクラブ、ちゃいるどクラブに勤務する職員でございます。補助額は、補助基準額（月額）×賃金改善対象者数×事業実施月数でございます。事業費は、たけのこクラブ11万円、ちゃいるどクラブ11万円、時間外勤務手当4万2,640円を計上させていただいております。特定財源は、保育士等処遇改善臨時特例交付金、国10分の10となっております。こちらも令和4年4月から9月までの間は、当初予算のほうに計上させていただいております。

増額補正は以上でございます。

次に、減額の補正につきまして、予算書に沿って100万円以上の大きなものの減額について説明をまいります。

まず、3款1項2目障害者福祉費、19扶助費、12重度医療費163万3,000円の減額です。重度医療費につきましては数年増加傾向でございましたが、今年度コロナ禍にお

いて、病院受診が減ったり受診を控えたりしたのではないかと考えております。

19の18障害者自立支援給付費1,233万3,000円の減額。こちらは施設入所から入院となったケースや、体調等の理由でサービス利用回数が少なくなる、また、更生医療費も死亡等による実績で減となっております。

次に、3目老人福祉費、19扶助費、27養護老人ホーム入所措置443万8,000円の減。こちらは、新規入所措置の方の実績がございました。

27繰出金、13低所得者保険料軽減繰出金102万4,000円の減額。低所得者保険料軽減、国、県負担金の交付金が決定したことによる減額でございます。

7目住民福祉センター費、12の4設計監理委託料100万円減額。50情報通信設備整備委託料270万円の減額。こちらは福祉センターの換気設備、緊急事態時のインターネットの接続手段のため、Wi-Fi設備をコロナ交付金を活用し行った事業でございます。設計内容見直し及び入札等による減額となっております。

次に、3款2項1目児童福祉総務費でございます。12の25システム改修委託料102万9,000円の減額。こちらは児童手当の制度改正等に伴うシステム改修を行ったもので、当初の見込みより安く契約できたことによる減額でございます。

18負担金、285子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）285万円の減額。こちらはゼロから18歳までの低所得の子育て世帯に対し、児童1人5万円の支給を行った事業でございます。当初、国の試算方法に基づき試算しておりましたが、見込みが非課税者、家計急変者が少なかったことによる実績による減額となっております。

次に、18の316保育所運営費負担金1,321万1,000円の減額。公定価格の減額。栄養士を配置することができず、栄養士管理加算が適用できなかったこと、また、乳児の利用が当初の見込みより少なかったことによる減額となっております。

318障害児保育事業補助金265万円の減額。両保育園に対象児童がいなかったため、補助金の活用に至りませんでした。

326保育所運営費補助金304万8,000円の減額。待機児童対策事業、途中入所時のための保育士確保事業で、みかん保育園で保育士の雇用が2か月、こすもす保育園で10か月の雇用となり、両保育園で利用月数減となりました。また、副食費助成事業、3歳から5歳児の副食費の助成では、補助対象者が当初の見込みより少なかったこと

による減額となっております。

600保育体制強化学業費補助金159万5,000円の減額。こちらは保育士資格を持たない保育支援員を雇用し、保育士の業務負担軽減を図る事業でございますが、みかん保育園において実績がございませんでした。

19扶助費，7児童手当費919万5,000円の減額。当初の見込み人数との差で減額となっております。

4款1項1目保健衛生費になります。12の313予防接種等委託料235万8,000円の減額。こちらは小児，高齢者の方の予防接種，風疹抗体検査事業分になりますが，実績見込みの減額で，小児につきましては見込みより出生者数が少なくなったこと，また，年長児の年齢に打つ麻疹，風疹もこの年代の人数が少なくなったことと，また，高齢者のインフルエンザにつきましては，コロナワクチン接種も始まり，令和2年度から比べると今年度の接種率はコロナ前の接種率ほどとなっております。

次に，2目健康増進事業になります。12の315健康診査等委託料143万7,000円の減額となっております。こちらは検診会場が1か所減になったことなどで，受診者が減少したということも起こっております。令和4年度は会場を1か所元に戻し，9か所で実施することとしております。

3目母子衛生費，12の311医師会検診等委託料160万3,000円の減額。こちらは当初，妊婦数を30人で見込んでおりましたが，実績，現在18人の見込みとなっております。また，乳児検診についても，出生数が見込みより減となり14人となっております。

一般会計の補正予算は以上でございます。

続きまして，議案第5号，令和3年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして，予算書に沿って詳細説明をいたします。

まず，歳入ですが，1款1項1目第1号被保険者保険料，1特別徴収保険料，実績見込みによる280万円の増となっております。被保険者数が当初の見込みより増えており，保険料も増となっております。

次に，8款1項1目介護給付費繰入金。一般会計からの繰入金は，歳出の給付増に伴い260万4,000円の増となっております。

9款1項1目繰越金ですが、前年度からの繰越金は3,573万6,000円となっております。

次に、歳出になります。

2款1項1目介護サービス等諸費、補正額1,652万5,000円の増額補正でございます。実績見込みによるもので、主なものとして、18の342居宅介護サービス給付費337万6,000円、347介護予防サービス給付費298万1,000円、351地域密着型介護サービス給付費715万8,000円の増額となっております。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業になります。18の807訪問型・通所型サービス事業472万7,000円、実績見込みによる減額となっております。コロナ禍において、訪問、通所サービス事業が減っているという実績がございます。

次に、7款1項1目予備費になります。予備費1,102万5,000円となっております。

資料になります。介護サービス給付費積算資料、また財源の負担割合表、それから、介護保険給付費にかかる資料等を参考に記載しておりますので、よろしくお願ひします。

介護保険特別会計補正予算の詳細説明は以上でございます。

福祉課の補正予算、詳細説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の農業振興課関係について。

ほんまやな。あとちょっと何人かあるんで。何分から、15、はい。

それでは、議事の都合により休憩といたします。11時15分から再開いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（美馬友子君） それでは休憩前に引き続いて、会議を開きます。

議案第1号の農業振興課関係について。

河野農業振興課課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） それでは、農業振興課分の一般会計補正予算（第10号）の詳細説明をさせていただきます。

増額補正及び減額につきましては、金額の比較的大きい歳出を中心に、補正予算書で説明をさせていただきます。

同期で32ページになっておるかと思えます。

まず5, 1, 1目の農業委員会費, 17節備品購入費で12万円の増と。これにつきましては, 農業委員会用のタブレット端末3台分の購入費でございます。国が新たな経済対策で農地の集積, 集約化を加速するため, 全ての農業委員会にタブレットを導入するよう補正予算が措置されたことによる増額補正でありまして, 調達につきましては, 全国農業委員会が一括で行います。

続きまして, 2目農業総務費, 18節の新規就農総合支援事業300万円の減, これにつきましては, 就農者の継続者及び新規就農者の増減に伴います減額でございます。

続いて, 6目日本型直接支払事業費, 18節の中山間地域等直接支払交付金150万円の減, これは対象面積の減に伴います交付実績に伴う減額でございます。

続いて, 7目の土地改良事業推進費, 18節の共同施設管理費負担金110万円の減でございます。これにつきましては, 畑かんの県営事業の計画変更に伴います減額でございます。

続いて, 8目, 農村婦人の家運営費, 12節廃棄物処理委託料253万9,000円の減, これにつきましては, 婦人の家, 加工機器類, それから, 備品関係の処理費を計上しておりましたけれども, 物品の譲渡と残りは解体工事に含めたため, 不要による減ということでございます。

それから, 同科目の14節工事請負費561万5,000円の減でございます。これにつきましては, 当初, 婦人の家にアスベストの処理費を見込んでおりました。それから, 工事費全体の減額ということで, 減額としております。

続いて, 13目国土調査事業費, 12節の地籍調査業務の委託料9,983万6,000円の増額と。これにつきましては, 令和3年度国の補正による事業採択分の追加補正がございまして, 令和4年度実施予定の事業を前倒ししまして, 令和3年度に計上するものがあります。これにつきましては, 繰越明許のところでもございましたが, そのまま令和4年度に繰越しをさせていただきます。

なお, 財源としまして, 国県支出金7,643万2,000円が充当されます。

それから, 続きまして, 5, 2, 2目林業振興費, 16節の用地購入費で124万5,000円の減としております。これにつきましては, 水源地の水質保全, 涵養のた

め、棚野ダム上流域の私有林を購入しておりますけれども、これに伴います購入実績に伴います減でございます。

なお、最初に申しました農業委員会のタブレットの購入と、それから、国土調査に係る前倒しの予算の増額につきましては、マネジメントシートを資料として添付しておりますので、詳しくはそちらを御覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますけれども、農業振興課分の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の建設課関係について。

海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） それでは、建設課関係の一般会計補正予算について詳細説明をいたします。

まず、増額補正予算から説明をさせていただきます。なお、増額補正予算の各事業につきましては、繰越し承認をお願いし、事業を執行するということを予定しております。

それから、また、宅地造成事業以外の資産事業につきましては、全て7款土木費2項道路橋りょう費4目の道路改良費でございます。国の補正予算を要望いたしまして、追加配当内示あり、総額では4,000万円の増額補正ということと併せて財源振替を行うものでございます。

まず、道路改良事業棚野八石線でございます。800万円の工事請負費を増額するものでございます。財源といたしましては、国費が501万6,000円、過疎債が290万円、それから、実績見込みに合わせまして、過疎債が80万円の増額となります。合わせて記載につきましては370万円となります。工程につきましては、4月に発注し、8月完了を予定しております。

工事内容につきましては、青色で点線で加えておりますが、これは平面図でいいますと、上部が北側で勝浦川というところでございます。新病院と新道との間の排水路工事、72メートルの予定をしております。写真最上部、青色点線部が施工箇所ということで御理解をいただけたらというところでございます。

理由といたしましては、町道や新病院の雨水等の処理をするための排水路を早期に着手し、対策する必要があることから計上するものでございます。

続きまして、沼江橋谷谷川整備事業費、整備事業でございます。400万円の工事費、工事請負費を増額するものでございます。財源といたしましては、国費205万8,000円、補正予算債140万円、実績見込みにより公共等事業債が60万円の減額となり、差引き80万円となっております。工程につきましては、9月に発注予定で3月完了という予定で進めてまいります。

平面図では、画面上部が南側となります。水色に表示しておりますところが工事中の沼江バイパスというところです。新バイパスと現県道との間の30メートル程度の整備を予定しております。これについても、青色点線部が施工箇所ということであり、上部写真につきましては、県道からバイパス、中央部の写真につきましては、バイパス側から県道の状況の写真でございます。沼江橋谷谷川の改修工事につきましては、沼江バイパス事業の進捗に合わせた整備が必要であることから、工事費を増額して計上するものでございます。

次に、星谷橋架け替え事業についてでございます。

全体事業費につきましては、約18億円ということで、この令和4年度からということを進めてまいりますけれども、3年度の補正予算を要望して、前倒しで実施していきたいというところでございます。

実施事業といたしましては、繰越しをいたしまして、R4年から測量・詳細設計（関係機関協議）という形で進めてまいります。

それから、6年度頃からは用地取得なり物件補償という流れで進めてまいります。

工事につきましては、7年から12年というところで、これは取合工事というところでございます。

それから、橋りょうについては、8から13で終えたいというところの工程を考えております。

R3補正予算の事業内容につきましては、右側でございますけれども、測量設計1,100万円、道路詳細設計で1,700万円、合計2,800万円の事業費を考えておるところでございます。

スケジュールにつきましては、5月頃には発注をしたいということで、6月頃からは地元説明等をしながら業務を進めてまいりたいというところでございます。



財源につきましては、国費が1,179万9,000円、それから、過疎債が1,620万というところでございます。

この星谷橋に関しましても、財源を確保しやすいことから、国の補正予算を要望し、工程上、道路測量設計から始め、関係用地幅や道路高さなどを関係者に説明を早急に進めていく必要があることから、計上するといったものでございます。

これは西側からの写真というところでございます。

最後にですけれども、宅地造成事業でございます。

これにつきましては、7款4項2目の一般住宅費の宅地造成事業であり、委員会で説明させていただいたとおり、汚染土壌について162トンの運搬職員として、494万円ということと、表土500立米の運搬費用として工事請負費でございますけれども、418万9,000円の合計912万9,000円を増額補正提案するものでございます。

これ、スケジュールにつきましても、4月繰越しをして、4月頃から除却、土の入替えを実施するというところと、5月頃からは、造成工事を再開するというあたりで、年明けには販売準備なり進めていくという工程を考えておるところでございます。

それでは、減額補正予算について説明をさせていただきます。

7款1項1目の土木総務費でございますけれども、3節職員手当39万9,000円、共済費の30万円、社会保険料というところで69万9,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより不用額を減額いたしております。

それから、7款2項3目の県単道路改良費につきましては、12節の委託料、18節の負担金、合計で55万円を決算見込みにより減額するものというところで、これについては、県の事業費の減というところでございます。

続いて、4目の道路改良費でございますけれども、これは、マネジメントシートで説明したとおりというところでございます。一通り、八石線と橋谷谷川、星谷橋の集計した金額というところでございます。

それから、7款3項2目の県単急傾斜事業でございますけれども、12節の委託料、測量設計委託料の45万円を不用額を決算見込みにより減額というところでございます。

それから、18節負担金でございますが、これも県営急傾斜地崩壊対策事業負担金78万7,000円、これも県営事業費の減による負担金の減というところでございます。

7款2目の一般住宅費でございますけれども、この中には木造住宅耐震事業や老朽危険空き家除却支援事業、それから宅地造成事業、それから住宅新築改築支援事業の4つの事業がございます。宅地造成事業につきましては、マネジメントシート等で説明をさせていただきましたので省略させていただいて、その他の事業につきましては、18節で補助金949万6,000円の不用額を決算見込みにより減額するものでございます。

内訳といたしましては、木造住宅の耐震改修事業補助金で555万2,000円、住み替え除却補助金で26万3,000円、老朽危険空き家・空き建築物等補助金で18万2,000円、危険ブロック塀等撤去補助金で207万6,000円、最後に移住・定住支援住宅改修補助金、これにつきましては、耐震関係のスマート化事業への上乗せ分ということで計上しておりましたが、減額というところで142万3,000円となっており、一般住宅費では、36万7,000円の費用額を決算見込みにより減額するというところでございます。

なお、特定財源につきましては、国庫支出金が1,165万6,000円、過疎債が100万円、合計1,265万6,000円の減額となります。

以上が建設課の詳細説明でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号の上下水道課関係と議案第3号及び議案第4号について。

大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第10号）について、上下水道課分を説明させていただきます。

歳出より説明させていただきます。

最初に、4, 1, 4環境総務費、12の1事務委託料29万円の減、汚水処理構想改定業務委託料の請負差額による減額でございます。

次に、27の2簡易水道特別会計繰出金6,619万8,000円の減額につきましては、簡易水道事業特別会計で説明させていただきます。

次に、4, 2, 5合併浄化槽推進費、浄化槽整備予定数の実績による合併浄化槽設

置整備事業補助金887万6,000円の減額でございます。令和3年度は、合併浄化槽20基の整備を予定しておりますし、ホームページ、広報等を活用し、住民へ周知してまいりましたが、なかなか需要が伸びず、今年度の実績は5基となりました。その分を減額いたします。また、それに伴い、歳入も国庫補助金、循環型社会形成推進交付金が232万6,000円の減額、県補助金浄化槽推進事業費補助金227万円が減額となりました。

次に、5, 1, 14, 農業集落排水事業費、27の4 農業集落排水事業特別会計繰出金878万6,000円の減額につきましては、農業集落排水特別事業会計で説明をさせていただきます。

以上で、議案第1号、令和3年度一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

続きまして、議案第3号、令和3年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

まず、全体説明といたしまして、第1表、歳入歳出予算補正です。

最初に歳入、2款1項一般会計繰入金、補正額6,619万8,000円の減額、5款1項国庫補助金、補正額886万7,000円の減額、6款1項町債4,790万円の増額。歳入合計2,716万5,000円の減額となります。

次に、歳出ですが、1款1項簡易水道管理費、補正額2,716万5,000円の減額、歳出合計の補正額2,716万5,000円の減額となります。

次に、第2表、繰越明許費でございます。

1款1項簡易水道管理費、横瀬地区宅地造成に伴う水道工事80万円でございます。繰越事由といたしましては、建設課が実施しております横瀬地区宅地造成工事の工期延伸に伴い、同じ箇所でも水道工事を実施予定しておりますので、工期を合わせるためのものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。過疎対策事業債で限度額5,390万円の借入れを追加いたしました。利率は5%以内としております。

次に、簡易水道事業債、補正限度額600万円を減額し、限度額を5,840万円に改めます。

次に、一時借入金の補正でございますが、これは、さきの常任委員会でも説明させていただきましたが、4月1日より公営企業法を一部適用するため、従来の出納整理期間がなくなり、3月末日をもって打ち切ることとなります。そのため、出納整理期間での収入支出については、特例的未収金及び未払金として令和4年度予算において計上収支することとなり、令和3年度決算には計上されません。令和3年度に出納整理期間があると仮定いたしますと、この間で収入が支出よりおよそ5,000万円ほど多く見込まれることから、その分3月31日まで令和3年度が赤字となります。そのため、現金が不足することから一時借入金の額を追加し、額を補正いたしました。

次に、詳細説明をさせていただきます。

最初に、マネジメントシート見て、棚野久国地区配水池改良工事と中山横瀬地区配水管布設工事の財源振替えの内容を説明させていただきます。

これは、令和3年度の過疎法の法改正により、公営企業会計による過疎対策事業債に係る普通交付税措置については、公営企業会計において、支出した元利償還金に対する一般会計からの繰入金対象となるため、事業完了後に財源振替えにて対応させていただきました。

予算書に戻りまして、歳入の詳細説明をさせていただきます。

2, 1, 1, 1の1一般会計繰入金、一般会計の簡易水道事業特別会計繰入金の関係でございますが、補正前の額1億1,901万4,000円から6,619万8,000円を減額し、5,281万6,000円とする実績見込みの補正でございます。

減額の内訳といたしましては、新過疎法施行に伴い、一般会計からの繰入金が5,990万円、水質管理費の費用151万4,000円、棚野久国地区給水工事157万3,000円、中山横瀬地区の給水工事3,211万円でございます。

次に、5, 1, 1, 1の1国庫補助金。補正前の額、6,183万から886万7,000円を減額し、5,296万3,000円とする実績見込みによる補正となります。

減額内容といたしましては、棚野久国地区の配水池改良工事の減額となります。

続きまして、6, 1, 1簡易水道事業債でございます。こちらは、4,790万円を増額するものでございます。増額の内訳といたしましては、1の1簡易水道事業債が600万円減少し、1の2の過疎対策事業債5,390万円が新規に借入れを行いました。

次に歳出を説明させていただきます。

1, 1, 1 一般管理費。補正前の9,283万4,000円から151万4,000円を減額し、9,132万円とする補正予算でございます。

減額の内訳といたしましては、8の1 普通旅費43万4,000円、18の5, 研修会等負担金が28万円、26の3 消費税が80万円となり、全て実績見込みによる減額となります。

続きまして、1の2の4 棚野久国地区建設費、14の1 工事請負費、補正前の額1億5,813万4,000円から2,364万円を減額いたしまして、1億3,449万4,000円とする実績見込みによる減額となります。

続きまして、1の2の6, 中山横瀬地区建設費でございます。こちらも補正前の額3,771万9,000円から201万1,000円を減額し、3,570万8,000円とする補正予算で、減額の内訳といたしましては、12の6 設計等委託料59万4,000円、14の1 工事請負費141万7,000円、全て実績見込みによるものでございます。

以上で、令和3年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続いて、議案第4号、令和3年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

まず、全体説明といたしまして、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

最初に歳入、3款1項一般会計繰入金、補正額878万6,000円の減額となります。6款1項町債、210万円の増、歳入合計668万6,000円の減額でございます。

次に、歳出でございます。1款1項農業集落排水事業費、補正額668万,000円の減額でございます。

続きまして、第2表、繰越明許費でございます。

1款1項農業集落排水事業費、横瀬地区宅地造成に伴う農業集落排水処理施設整備工事でございます。金額は520万円でございます。

繰越し理由といたしましては、簡易水道と同じ内容でございますが、建設課が実施しております宅地造成工事の関連で、農業集落排水処理施設の整備工事を実施予定しておりますので、合計を合わせるための繰越しでございます。

続きまして、第3表、地方債の補正でございます。

こちらも過疎対策事業債、限度額が250万円を追加しております。利率は5%以内としております。

次に、下水道事業債、補正限度額が40万円を減額し、限度額を700万円に改めております。

次に、詳細説明をさせていただきます。

こちらのマネジメントシートを活用して説明させていただきます。

こちら簡易水道事業でも説明させていただきましたが、令和3年度の過疎法の法改正により財源振替をさせていただいているものでございます。

予算書に戻りまして、歳入の詳細説明をさせていただきます。

3, 1, 1, 1の1一般会計繰入金、一般会計の農業集落排水事業特別会計繰出金の関連でございますが、補正前の3,565万5,000円から878万6,000円を減額し、2,686万9,000円とする実績見込みによる補正でございます。

減額の内訳といたしましては、新過疎法施行に伴い、一般会計から繰入金の290万、維持管理費の費用588万6,000円でございます。

次に、6, 1, 1下水道事業債でございます。補正前の額740万円から210万円を増額し、950万円とする実績見込みの補正でございます。

増額の内訳といたしましては、1の1下水道債が40万円減少し、1の2過疎対策事業債250万円を新たに借入れました。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

1, 1, 1農業集落排水事業施設管理費、補正前の額3,711万2,000円から668万6,000円を減額し、3,042万6,000円を補正予算で、減額の内訳といたしましては、2節の給料が215万3,000円、3節の職員手当等が103万4,000円、4節の共済費が69万1,000円、12節委託料98万6,000円、14節工事請負費77万1,000円、17節備品購入費105万1,000円、全て実績見込みによるものでございます。

以上で、令和3年度勝浦町農業集落排水事業特別会計事業補正予算（第1号）の説明について、説明を終わらせていただきます。

以上で、上下水道課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（美馬友子君） 詳細説明の途中ですけど、休憩に入ってもよろしいでしょうか。

それでは、議事の都合により、休憩といたします。13時30分から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第1号の教育委員会関係について。

石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） それでは、議案第1号、令和3年度一般会計補正予算（第10号）につきまして、教育委員会関係の詳細説明をさせていただきます。

歳出増のほうということで、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

まず1点目でございますが、学校等の感染症対策等支援事業ということで、こちらのほうですが、学校保健特別対策事業費補助金、国庫補助金になりますが、こちらの要望、調査参りまして、こちらのほうを活用して、学校のほうにマスクでありますとか、消毒液、またはCO2モニター等、感染対策に必要となります物品、消耗品を購入するという事業となります。

なお、教育委員会でございますが、小学校の分と中学校の両方のほうに、ちょっとこういったところで補助金活用しまして、感染対策に必要となります消耗品、備品、物品購入ということで、予算のほうを計上しております。こちら補正予算でございますが、増額というところになります。

続きまして、こちら、大きな柱、もう一つのほうでございますが、各学校の特別教室の空調設備の設置工事ということで、生比奈小学校、横瀬小学校、勝浦中学校ということで予定をし、予算のほうを補正予算に計上させていただいております。こちらのほうですが、なぜこのタイミングかということになりますと、ありますような主な特定財源になります学校施設の環境改善交付金、こちらのほうを前倒しのちょっと要望調査、これ、こちらにつきましては国のほうから要望調査がございまして、こちらにちょっと乗っかっていくというところで、こういった交付金を活用し、学校の空調

設備、整備を行うというところでございます。

なお、ちょっとこれ、マネジメントシートのほうで、学校のほうとの要望も当然協議ということで、例えば生比奈小学校、図工室、横瀬小学校でしたら2階の職員室の真ん前の部屋ですが、旧の配膳室、今はちょっとオンライン会議ですね。こちらのほうでかなり活用してるというところで、エアコンの設置。また、中学校のほうは1階の被服室ということで、学校の要望を聞き取りまして、ちょっと検討を進めております。ただ、先ほどちょっと横瀬小学校でもありましたように、この部屋あんまり、小さいんですが、ちょっと予算的にはこういったところで、ちょっと国のほうがついてるということで、今後ちょっと、なお学校と協議しながら、せっかく頂いてる、つきました交付金ですので、有効に活用するために、またさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、今、ちょっと学校のエアコンの関係で、ちょっと説明をさせていただきました。先日、2月24日に開催されました、くらし育み常任委員会の御議論の中で、こういったちょっと資料、確認の資料をちょっと頂きたいということで、委員の皆様から要望ありました。ちょっと遅まきながらですが、昨日、ちょっとパソコンのほう、タブレットのほうにアップしておりますので、ちょっと時間の都合もございますので、また確認いただければと思います。生比奈小学校、横瀬小学校、勝浦中学校というふうに、ちょっと昨日ですが登録しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、繰越しということですが、先ほどちょっと説明させていただきました各学校への感染防止対策の用品の購入事業と、各学校へのエアコンの整備事業、いずれにおきましても繰越しをして、令和4年度、引き続いてちょっと取り組んでいくというところで御理解をいただければと思います。

続きまして、減額並びに予算の目ごとぐらいに、ちょっと概要のほう説明をさせていただきます。

1点目でございますが、9, 1, 1の教育委員会費、こちらのほうを減額、451万円の減額ということになっております。主なものとしまして普通旅費ありますが、こちらが教育委員さんの視察、令和3年度はちょっと県外の予定でございましたが、昨今こういう状況でございますので、ちょっと実施できなかったというところで、もう



全額の減額となっております。また、奨学金、入学資金貸付金、こちらのほうも見込みからちょっと利用の実績人数とか、実績の減に伴う減額の補正となっております。

その下、9、1、2の事務局費ですが、主なもの、事務局の職員の人件費ということになりますが、こちらの実績に伴う減額ということでございます。

続きまして、9、1、3義務教育振興費になります。こちらはありますとおり、要保護の、要保護とかの就学援助ですね。こちらの実績減に伴う減額補正等ということで、826万1,000円の減額ということになっております。

続きまして、9、2、1の小学校のほうの関係の費用になりますが、こちらのほうにつきましても、教育委員会がちょっと雇用しております各学校の例えば公務員さんとか、そういった各小学校にお勤めいただいている会計年度任用職員の方の人件費の関係でありますとか、そういったところの実績減ということになっておりますが、先ほどちょっと増額補正予算お願いするというエアコンの関係で、こちらのほうにつきましては、逆に953万2,000円の増額となっております。

続きまして、9、3、1、中学校の関係の費用になります。こちらのほうで、全体としては858万4,000円の減額となっておりますが、工事請負費、こちらのエアコン増額にもかかわらず、ちょっと工事請負費が743万7,000円の減額となっております。こちらですが、令和3年度に実施しました中学校体育館の非構造部材耐震化工事、こちら関係でちょっと減額の幅が大きくなっております。この非構造部材耐震化工事ですが、予定しておりましたアリーナ内の電灯の落下防止工事、こちらのほうは終了をしております。

こちらのほうで、中学校の体育館のほうですが、この併せてちょっと点検のときに、バスケットゴールですね。こちらの落下防止対策はちょっとなされていない、また天井のほうも、ちょっと落下防止ができないというところで、ちょっといろいろ現場確認等進めてまいりましたが、例えば体育館のほうですが、学校行事もありまして、どうしてもこの工事の期間、制約されるというところもあります。また、実際のバスケットゴールにしても何にしても、ちょっと高いところにあるというところで、実際にちょっと見てみて、いろいろまた候補とか検討していたというところで、ちょっと思いの外、工事がちょっと進まなかったというところで、減額となったというところ

ころもございます。

なお、バスケットゴールの落下防止対策と舞台の天井ですね。こちらの落下の防止のほうですが、工事の内容はほぼほぼ詰めていっております。こちらのほうも学校の環境改善交付金、こちらがもう主な財源になるかと思われまので、また申請しまして、交付の見込み、また工事内容の詳細な決定、またそういったところができましたら、また予算お願いすることとなりますので、またそのときにはよろしくお願ひできればと思います。

続きまして、9, 4, 1 社会教育総務費でございます。170万3,000円の減額となっております。こちらのほうは、例えば成人式でありますとか、青年会の補助金である、そういった社会活動ですね。そういった費用となっております。また、恐竜の関係の費用もこちらで含んでおりますが、例えば恐竜フェスティバルとかは、予算よりもちょっと大分経費を節減してできたというところもありまして、170万3,000円で減額というところになっております。

続きまして、社会体育費でございます。こちらのほうが、財源振替ということになります。お手元のその他の減額、149万6,000円。こちらでございますが、t o t oの補助金、こちらがちょっと見込みよりも、これだけちょっとつくのが少なかったというところの財源振替というところでございます。

続きまして、9, 4, 4の図書館費でございますが、76万7,000円の減額、こちらにつきましても、主な減額の要因としましては、図書館業務に携わる方の人件費の実績による減というところで、減額の補正となっております。

続きまして、運動公園の管理費でございますが、100万円の減額でございます。令和3年度も、幸運にも台風による浸水等なかったということで、災害復旧にかかる分、この費用を減額したところでございます。100万円でございます。

続きまして、人権啓発の推進費でございます。こちらのほうにつきましましてはコロナの関係で、なかなか活動制限されておりました。そういったところもあって、郡人権の負担金、町人権の負担金減額というところで、減額のほうとなっております。191万6,000円の減額でございます。

以上、教育委員会の詳細説明とさせていただきます。御審議いただき、御決議賜り

ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第7号について。

笠木病院事務局長。

○病院事務局長（笠木義弘君） 説明させていただきます。

病院事業、収益的収入・支出のほうから説明させていただきます。

今回、マネジメントシートが出てると思います。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により予算化しておりました、医師確保事業における実績に伴う減額補正でございます。常勤医師については雇用を行うことができたんですけども、本人希望による中途退職となったため、給与、手当、法定福利費などが減額となっております。

逆に、新型コロナウイルスワクチン接種のため、徳島大学病院からの応援医師、また、当初予定の1、2回接種に加えて、現在3回目の接種を行っているところであります。今回、県医師会からの協力もあり、応援医師が確保できましたので、その報酬と、さらには3月から、退職しました常勤医師の穴を少しでも埋める形で非常勤医師を確保できましたので、併せて報酬という形で増額をしております。トータルでは、313万3,000円、こちらを入出ともに補正しております。

次に、資本的収入・支出でございます。

こちらは、資本的収入で説明させていただきます。国庫支出金としまして、こちらは改築、または改築に伴う機器の購入等につきまして、実績に合わせて国庫支出金が確定しましたので、それに対しまして3,899万3,000円の増額補正、一般会計出資金として5億2,349万7,000円の減額、また一般会計の負担金として174万1,000円の増額、企業債で4億9,490万円の増額となっております。

過疎債についてですが、昨年まで一般会計で借入れをし、病院会計に繰入れをしていたということですが、新法成立によります趣旨を踏まえまして、本年度から公営企業側での借入れとなるために、今回の収入補正を行うものでございます。国県補助及び記載額の変更につきましては、有利な財源確保のため、可能な額の補助及び借受けのため変更をしております。

さらに5年間の継続支出ですけれども、継続費としていました改築事業につきまし

て、外構の一部が令和5年度事業となることが明らかになったために、継続費の年度を延長し、5年度予定の費用について、4年度予定費用から調整をしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより詳細質疑を行います。

まず、議案第1号について、質疑のある議員は御発言をお願いいたします。

補正予算について、第一読会です。どなたからでも。

国清議員。

○9番（国清一治君） まず1点だけ聞きたいんやけど、予備費が当初よりも3倍ぐらい使うたんやけど、説明では歳入歳出調整の費用、ほらほうだろやけど、主に何々に使ったものでしょうかね、これ。非常に支出が不明確いうことです。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。座ってどうぞ。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 大きなものとしましては、普通交付税の分が人口減少にもかかわらず、人口補正等の影響で減額が少なく、予想より大きくなったため補正をさせていただきました。そういったことで増えていくのが、歳入が増えたのが主な要因かとは思われます。

それから、当初予算に計上しておりました事業、新型コロナ交付金の対象事業となります分につきましては、財源等を交付金等で賄ったということが、主な要因ではないかなと思っております。そちらのほうで歳入のほうで、確保が歳出よりも多くできたという点が大きいのではないかなというようには思っております。

予備費のほうは、当初から1,500万で計上しておまして、予備費のほうは使ってはおりません、今年度については。

○9番（国清一治君） 何や、分かったようで分からんけど。

○議長（美馬友子君） 歳入が増えたんですかというのはええけど、その余ったお金はどうです。もうちょっとかみ砕いて説明してくれたら。歳入が増えたけん、予備費に。

○副町長（山田徹君） 確定した歳入がはっきり分かってきたんで、で、補正予算でも起こしていったら、財源がある程度余裕が出てきたんで、その部分を予備費に計上

させていただいて、全体の歳入、歳出を同額にそろえた。

○9番（国清一治君） なるべくそろえたってことやな。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） そうです。それで最終的には、その残った歳入の大きい金額が、来年度の繰越金の見込みになるというふうに捉えていただいたほうがええかなと。

○9番（国清一治君） 分かりました。そういうつもりでおります。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

続けて、はい、どうぞ。

○9番（国清一治君） 農村婦人の家の関係で、工事のお金の500万ぐらい要らなかつたということ、これ何かアスベストが、アスベストがあると思ったんやけど、アスベストではなかつたという解釈でいいんかいな。アスベストは、調べて予算組んだんではないんですか。で、実際はアスベストがなかつたということ。

○農業振興課長（河野稔彦君） そうです。結果としては、アスベストはなかつたということで、当初組むときには、ちょっと開けてみな分からんというところが、解体しながらするに当たってじゃないと、ちょっと分からんというところがありまして。

○9番（国清一治君） よかつたんやな。

○農業振興課長（河野稔彦君） はい、そうです。要らなかつたということです。

○9番（国清一治君） はい。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

節議員。

○8番（節 公一君） 住民課長にちょっとお尋ねしますけども、今回、転入、転出をワンストップ化でできるというようなことで、286万円計上されとんですが、これ、僕も勤め、サラリーマンしとったときに転勤ようしたんで、こういうことができたら非常にありがたいなと思うんやけど、勝浦町から転出して、よそへ行く場合、これ、マイナンバーカードがなかつたらあかんの。今までは何か戸籍謄本取ったりとか、こうしとったでしょう、うん。今回はこれ、こういう何か運転免許証とか、ほういうもんであかんの。マイナンバーカードがないとあかんの。

○議長（美馬友子君） 住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 今回提案させていただいた転入，転出ワンストップサービスについては，マイナンバーカードを持って，マイナポータルに入って申請をするということになりますので，マイナンバーカードはどうしても必要になってくる。

○8番（笹 公一君） 持っとらなんたらあかんということやね。

○住民課長（後藤信之君） はい。

○8番（笹 公一君） それで，例えば勝浦町は，これで，この制度ができるわけでしょう。もうほかの自治体というのは，ほとんどできとんですか。例えば勝浦町ができて，相手ができとらなあかんのでしょうか，これ。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） そうですね。国のほうは，それを全国的に広めたいという意向がございますけれども，それは市町村の判断になるかと思っております。ほとんどの自治体がされるのではないかなとは思っておりますけれども。

○8番（笹 公一君） だけん，国のほうから，そういう何，ある程度の方針というか，多分大きな指示あったら，もうできとんでしょうね。

○住民課長（後藤信之君） うん，かとは思うんですけどもね。

○8番（笹 公一君） そこら辺りは分かっとらんと。

○住民課長（後藤信之君） はい。

○8番（笹 公一君） 例えば勝浦が先に進んどるんだったら，相手ができとらなんたら，言ったら意味ないわけでしょう。

○住民課長（後藤信之君） そうですね。

○8番（笹 公一君） 勝浦ができて，もうほとんどができとんだったら，勝浦ができたら，もう勝浦町の住民の人は非常に，勝浦町来る人も，これで助かると思うんやけど，ここら辺りの現状の調査ちゅうんはできとんですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） この交付金については，今回初めて出るということですので，まだ先行しているような市町村は，まだないものとは思っております。

○8番（笹 公一君） ああ。ほな，もう既にできとるところは，まずあんまりないということね，例えば大きな市でも。

○住民課長（後藤信之君）　そうですね。そういうふうに理解はしておりますけども。

○8番（筧　公一君）　期限は、例えば転出の場合、今まで法的には2週間でしょう。法的って言ったらあれなのかな、大体2週間、転出の場合は、転出する前の2週間以内に転出手続きして、転入したときも、あと2週間というようなことになっとうと思うんやけど、これ、勝浦町でこの転出の手続きって、相手もこの制度ができとったら、翌日から行けるんですか。ネットか何かそんながよう、もうすぐ次の日に向こう行って転入のどこ行ったら、すぐそれはもうできるんですか。それとも何か、いつからだったらできますよという通知が来るんですか。

○議長（美馬友子君）　後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君）　一応、恐らくなんですけども、転入、転出の届けをして、何らかの、この、できましたよというのが来るのではないのかなとは思いますが。ただ、この送って向こうの、こちらが送る側だとしたら、送る側の準備もあるし、向こうに送って、向こう側の準備もありますので。ただ、この実際に出向いて転入、転出の手続きをするよりは早く終わるのではないかな、時間的に短くできるのではないかなとは思っております。

○8番（筧　公一君）　1つの例として、勝浦町から転出して、A町村、A町というところに転入するとするでしょう。で、勝浦町の転出は、マイナンバーカードでこれをしたら、すぐできるわけやね。で、これの一番便利なのは、転入のときにそこへ行ったら、今までの書類せんでも、転出するほうからもうデータとかが行っとるから、もう簡単にできますよということなんでしょう。

○住民課長（後藤信之君）　そうです。

○8番（筧　公一君）　それが、翌日行ったらできるもんなら、ここでできなんなら、あんまり意味ないやないですかね。また、勝浦町のほうからデータが来とらんからできませんいう話になってきたら、せっかくの制度がないんで、そこら辺りはまだはっきりしとらん。

○議長（美馬友子君）　後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君）　期間がどのくらいかかるかというところは、ちょっとまだ

はっきりは決まってないというか、把握をできてないというか、ちょっと手元に資料がございませんので、また。

○8番（笹 公一君） せっかくこれ、物すごいええと思うんよ。こんな転入、転出する人はね、今まで本当、僕らもよう手間かかって、同じようなことを書類出して、また向こう行って書いてとかしとったんでね。これは非常に便利だなと思うんやけど、まだ、ほな、これからの話やね、体制というんは。

○住民課長（後藤信之君） そうですね。詳しいことは、これからの話になるかなとは思いますが。

○8番（笹 公一君） はい。

ほないいけど、ほな次、福祉課長構いませんか。

先ほど、ちょっとページ29で、何か説明聞いた、ほどように分からないんだけど、保育所で保育士さんとか栄養士さんが何か手配できななんだんで、減額するという話だったんですが、それは、この手当ができなかったということでええんですか。例えばあれ、みかん保育園ができななんだって言うた。ページ、29ページだったと思うんやけど、予算書の。

○議長（美馬友子君） 29。

○8番（笹 公一君） 29ページやったんちゃうんかな。保育所運営補助金のマイナスのところだった、それ、そこで聞いたような気がするんやけど、要は何が言いたいかっていうたら、そういう人が手当てできななかったというか、これによって何か支障というか、当初もともと予定しとった人が、採用というか来られなかったということに対して、何か支障はあるんですか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 運営費の負担金のほうでよろしいですか、316のほう。

○8番（笹 公一君） 316、だから、ちょっとばあっと走りながら言ったんで、何か栄養士さんやら保育士さんが手当てできななんだいう話で聞いたと思うんやけど。

○福祉課長（木村美枝君） 栄養士さん。運営費の負担金のほうにつきましては、栄養士を保育園のほうに雇用しますと、また栄養士の加算というのがつくんです。けど、そういうふうな栄養士というのを事業主のほうで雇用をしなかったというところ



で、事業主にしますと、勝浦町の事業主は、小松島の和田島福社会なんですけれども、そちらのほうに栄養士のほうがおりますので、そちらの栄養士の下で献立等は立てたということで、この栄養士加算というのは、その各保育園に設置をしないと、そういう加算が受けられないというところで、この栄養士さんを勝浦町に雇用することをしなかったということで、加算がつかなかったというふうになります。

○8番（筈 公一君） ということは、支障は。

○福祉課長（木村美枝君） 特に、はい、大丈夫です。その和田島の福社会のほうの保育園の栄養士の下で栄養計算をやって、調理をしていただいているというところですよ。

○8番（筈 公一君） ということは、もしうまく採用できたら、こういうことができるという。

○福祉課長（木村美枝君） そうです。そういう加算がついて、栄養士を雇用することができますよという。

○8番（筈 公一君） だけん、どうしても必要なために、これ計上したというんじやなくして。

○福祉課長（木村美枝君） はい。

○8番（筈 公一君） そういう解釈でいいんですか。

○福祉課長（木村美枝君） はい、そうです。

○8番（筈 公一君） もう一つはもう非常に小さな話で、金額で申し訳ないけど、農業振興課。ページは32ページと思うんやけど、要は勝浦川に鮎の放流、淡水魚しとるでしょう。令和2年度まではずっと90万円だったんやけど、これ、3年度が10万円増えて100万円になったんやと思うんやけど、それが今回、この10万円が要らなんだという話でしょう。何か増やしたのに要らなんだというのは、何かこの理由があるんです、金額的には小さいんやけど。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） これにつきましては、漁協のほうからも引き上げられんかという要望が上がっておったんですけれども。

○8番（筈 公一君） そうやろうね。そやから増やしたと思うんやけど。

○農業振興課長（河野稔彦君） 以前、それで増やしたという経過があります。それで今回90万、最終的に実績としては補助金90万とさせていただいたんですけれども、他団体との調整といたしますか、ほかの補助金関係ですね。財政の対策で1割カットしたという経過があるんですけれども、そのことも含めて、今回協力いただいた漁協のほうに理解いただいたと。減額の1割カットのままでお願いできたという結論にはなるんですけれども、財政調整の。

○8番（筈 公一君） ほかの団体の補助金も1割カットしたんですか。

○農業振興課長（河野稔彦君） いや、これは以前、大分。

○8番（筈 公一君） ずっと前の話でしょう、これ。

○農業振興課長（河野稔彦君） そう、ずっと前のね。そうです、そこから。

○8番（筈 公一君） このときに多分したやつがずっと来とって、今回、令和3年度で10万円増やしたんやけど、この前のやつを、で理解してもうたいうて、何やちょっと意味がおかしいと思うんやけど。

○農業振興課長（河野稔彦君） どういう意味ですか。それまでの。

○8番（筈 公一君） それやったら予算するときに、初めからこれ頼んどきゃよかったんちゃう。だって認めたわけでしょう、10万円アップするということで、予算したっちゃうことは。それは認めてなかったけど、一応予算だけしとったっちゃう話。

○農業振興課長（河野稔彦君） 予算、まあまあ、そういうちょっと意味合いもございます。マックスで。漁協のほうからの話で要望を、ちょっと上のほうとも相談の上で上げましょうかということでは組んどったんですけれども、最終的にはちょっとお願いして1割カット。これは、ですから大分前のカットのときなんですけれども、それでお願いできんかということで協力いただいたと。

○8番（筈 公一君） 鮎のシーズンになったときに、放流するときに、今年は町からも増えたけんない話は聞いたんやけど、これ見たら、何やらまた元のおりなとんで、ほういう説明でええんかな。何やちょっと分かりにくいけどね、今のは。だけど補助金やけん、で、だけん10万円分余計稚魚を放流してあげたたらええだけの話で、ほだら勝浦に来る鮎の何やって増えると思うんやけど。何か。ほういう理由なんかな。はい、まあまあ、ほな。一旦抜けます。来年度はどないなとると。

- 議長（美馬友子君） 来年度，当初は増やしてある。
- 8番（笹 公一君） 当初予算。だけん，後で聞いてみて，そこちらって。
- 農業振興課長（河野稔彦君） 当初。
- 議長（美馬友子君） 当初は90の予算。
- 農業振興課長（河野稔彦君） 当初は90万です。
- 議長（美馬友子君） 松田議員。
- 7番（松田貴志君） 取りあえず，1点だけお願いします。

学校管理費の教育委員会の中学校費の部分の非構造部材の部分だけ，確認なんですけど，当初の設計段階では，することになっとったんかどうとかか，設計書としては，一旦出来上がってきた設計の図面としては，もうそれも撤去することになったのかどうか。また，取りあえず，ほなそれ，それだけ。

- 議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長（石木正昭君） 先ほど，私，説明の中で，中学校の非構造部材耐震化工事でございますが，アリーナの電灯の落下防止，あとこれに加えて，大きな柱としましてバスケットゴールの落下防止，特にこれ舞台側といいますか，このつり下げの分ですね。こちらがちょっと主なものになります。

あと，もう一つが舞台，中学校の体育館の舞台の天井のほうです。こちらのほうが，何て言ったかいな，つり天井かな，がちょうど筒抜けになってるのと，この舞台の上でこう，丸くこう突き出ている部分があります。垂れ壁と言います。こちらのほうもちょっとどうかなというところで，点検のほうでは出てました。ただ，ちょっとこれ予算の段階では，ちょっとバスケットゴール，これ確かに検討しなきゃいけないなという認識でございました。そういったところもあって，多少ちょっと費用組んだところあるんですが。1回これ，先ほど言いましたが，ちょうど中学校の体育館ということで，時々大きな行事，特に令和3年度でしたら，秋にちょっと県の音楽の大会もあったということで，ちょっと工期のほうもかなりこう考えなければいけないというようなところはありました。

加えて，このバスケットゴールと天井の関係でございますが，ちょっとなかなか県内の業者の方でなかなかノウハウ，そういった落下防止対策についてどういった工事

するかというときに、県内の業者さんでは、なかなかちょっとノウハウが分かる方がいないということで、これ実際そうだったんですけど、バスケットゴールにつきましても天井の関係につきましても、基本的には電灯の落下防止でお世話になった設計屋さんにもちょっと協力いただいて、もう県外から業者さんをお呼びで、ちょっといろいろ検討を重ねていったと。そういったところもあって、ちょっと思いのほか工事が進まなかったというところで、反省もちょっとありますが、そういったところは現状でございます。

それで、バスケットゴールですが、ちょっと中学校の要望あります、当然残してくださいというところで。ですから、これまで取り組んできました生比奈小学校とかの事例、撤去という事例でなしに、基本的には落下防止対策を含めた存続というか、そういった方向での検討ということで、工事の内容もほぼほぼちょうど詰まったかなというところでは考えております。ただ、こちらのほうも、ちょっと金額かなり大きくなることはもう予想されますので、財源となります環境改善交付金、こちらの交付のめどがついた段階、あと、また工事の内容が詰まった段階で、また予算のほうをお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○7番（松田貴志君） 理由は分かったんですけど、今の説明でいうたら、撤去が前提での設計、施工だったら、できとったっちゃう認識でいいんですか。学校側が、当然そのまま設置で、耐震補強が必要という要望があったばかりに、今回は見送らざるを得なかったという感じなんですか。どうなんですかね。

○議長（美馬友子君） 石木局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） もともとこれ、当然このバスケットゴールどうするかというときに、学校の要望を聞くって当然の話であって、これ、今、議員さんおっしゃったように、学校やっぱ残してと言うだけ遅くなったとか、そういう原因はちょっと考えられないかなと思います。あくまでも、基本的には対策を施した、対策を施してゴールを残していくと、そういうところで、まずは進めていくべきだったというところで、ちょっと学校側、要望によってちょっと遅れたということには当たらないかなと考えております。

○7番（松田貴志君） 要はあれやね，見込みが甘かったちゅうことでいいんですね。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） はい。整理がちょっとできてなかった。

○7番（松田貴志君） ほんで，それはもう分かったんですけど，今年度，令和4年度のほうにも，この間の委員会でも説明あったように，横小の部分が生小も，生小は入ってなかったかね。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） はい，生小は，もう。

○7番（松田貴志君） 横小の部分が入ったじゃないですか。で，あえて発注を飛ばして，またこう，横小する必要があったんかな。せっかく設計も出して，ある程度図面もできた段階のに，また一から設計とかもやり直さないかんのはどんなんかなとか，ちょっと不効率なんちゃうんかなと思ったんですけど。

○議長（美馬友子君） 局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ちょっと説明不足でございました。

実はバスケットゴールと天井のほうですが，設計もこれからということになりますので，設計できておりません。ちょっと概要といいますか，おおよその候補の内容とかは大体詰めれたかなと思ってるんですが，設計につきましては，これからということで御理解いただければと思います。

○7番（松田貴志君） ほかの自治体とかで，やっぱり点検不足による落下という事故が，やっば増えてきよんですよね。で，そういった中での国の補助金というんかな，こうお金がつくようになった経過はあると思うんよね。やけん，そこら辺り，やっば先延ばしするんでなしに，実際，今回，非構造部材としての耐震化がなされていないちゅう結果が出ての今回の施工と思うんで，やっぱり1日でもはやにできるように，補正対応でもできるように，やっばしたほうがいいかな。特に勝中のほうが，多分古いんかな。建物としては古いような気もするんで，そこも含めてなんですけど，早く作業のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 教育委員会の話があったので、ちょっと細かい数字の話です。

一応、学校関係は、消毒液とマスク、CO2モニター、それから空調関係、今回の補正で増やすということで、40ページの備品購入、微小に数字がちょっと違うんで確認したいんだけど、備品購入費、例えば小学校だったら60万掛ける2、2つで120万。で、一応、今回の増加は1,099,109万9,000円。それから、中学校だったら60万のところ、プラスの44万9,000円と。ちょっと微小、その他空調関係も微小にこのプラス幅、マイナス幅がちょっと数字が違うんですけど、過去に入ってたものをなくしてプラスしたんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） すいません。こんな格好で申し訳ないです。

予算書、備品ということ、これ一本化されておりますが、今ちょっと確認しましたら、小学校の備品あるいは中学校の備品ですが、理科の教育の、理科教育、理振というやつですね。そちらの備品のマイナス、こちらがちょっと影響しておりまして、今回の増額の金額イコールにはちょっとになってないというところで御理解いただければと思います。

で、中学校と小学校でこの減少の幅が、小学校で10万1,010円の減額と、中学校で15万1,900円の減額ということで、ちょっと一緒に、一緒というか減額する別の備品ですね。予算関係でちょっと違ってるということ。ちょっとエアコンもそういったこと、エアコンも工事費の関係でそういったところになります。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 今の相原議員と松田議員の関連ですけど、まず1点目は、この中学校の体育館、バスケットゴール落下防止策、また舞台の天井ということができてないということは、今現在は、ちょっと危険な状態にあるという認識でいいんですか。

○議長（美馬友子君） 石木事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 点検で、ちょっと落下防止できてないということで、安全とは言えない、危険な状態かということで認識はしております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） それと、もう一点が、これはまた違う話になるんですけど、CO2の何か60万というんはどのようなもので、どこに置くようなお考えですか。

○議長（美馬友子君） 石木事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） CO2の濃度をちょっと測って感染防止対策かかるということで、ちょっと学校に配付というところまで、どの部屋というまで、ちょっと私も聞けてません。ただ、学校へ配付して対策に、防止対策につなげていくということで聞いております。

○1番（花房勝一君） 建設課に聞きたいんですけど、資料の中で、県道八石線の図面で用水路、赤い1号U型水路というのと、その右側の青い用水敷と読むんですか。僕、ちょっとあんまり、こう、よう分からんんですけど、これって水路が並んで2つあるという認識でいいんですか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 水路、図面を、断面図の右側の水路が2本という話ですかね。

ピンク色に塗っとうところというのが、道路排水です。それで、青色に着色しとう水路が、これは農業用の用水路というような形で施工します。

○1番（花房勝一君） はい、分かりました。

あと、もう一つが宅地造成の分、いろいろ案があって、この前も委員会で説明いただいて、時期的なもんは最終、今回示していただいとんですけど、この土壌汚染によって、結局最終的に幾らかかって、どれぐらいの時期が遅れたのかというんは、分析されとるんですか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 今回の補正予算に上げておる912万9,000円、この額というのが、これから執行をするということで、これまでにした部分については調査費がかかっておるということで、調査費の合計額がこの額、今520万少々と460万少々いうところがかかっておる経費というところですよ。

それから、工程につきましては、約1年ぐらい余分にかかるというような形になるのかなと思っております。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ということは、トータルで約2,000万ぐらい余分にかかったというような感じやね。

○建設課長（海川好史君） はい。

○1番（花房勝一君） 分かりました。以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 補正予算の予算書の28ページだったと思うねんけど、ちょっとよそへ飛んでもうたけん、分からんようになった。福祉の28ページの一番下ですね。僕がこうしたほうがええんかいな、こんなんを。この住民福祉センターの50、これマネジメントシートがなかったんで分からんのですけど、予算額が400万円ぐらいだったんでないかと思うんですけど、270万で終わったという意味。270万ということは、130万ぐらいでできたという意味なんですか、これは。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） そうです。当初の見積りが、412万1,000円で上げさせていただいておりました。で、設計見直しで下げまして、また入札によって下がり、結果150万円ぐらいで事業をできているということでございます。

○4番（仙才 守君） 設計を変えたんですか。

○福祉課長（木村美枝君） そうです。アクセスポイントというものを、当初、数をたくさんつけておりましたので、その数を減しても大丈夫であるというところで、アクセスポイント数を減しました。

○4番（仙才 守君） その上の100万ちゅうのは別の事業ですね、これ。

○福祉課長（木村美枝君） そうです。またそれは別です。

○4番（仙才 守君） 別件ですね。

○福祉課長（木村美枝君） はい。

○4番（仙才 守君） あと、400万ちょっとのやつが150万でできたと。



○福祉課長（木村美枝君） はい。

○4番（仙才 守君） それは、設計を変えたからだ。

○福祉課長（木村美枝君） はい。

○4番（仙才 守君） 入札でした。

○福祉課長（木村美枝君） そうです。

○4番（仙才 守君） そういうことですか。

○福祉課長（木村美枝君） はい。

○4番（仙才 守君） 分かりました。GIGAスクールも、ちょっとやっといたらよかったな。

○福祉課長（木村美枝君） ううん。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

井出議員。

○10番（井出美智子君） 32ページの農業の農業総務費の新規就農総合支援事業の給付金が300万円マイナスになっとうということ、予定していた2人、年間150万円給付される2人が予定より少なかったということですね。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） そうです。継続者の方と新規の見込んでおった予算、当初予算を見込んだんですけども、その関係で2人分、はい。

○10番（井出美智子君） 新規就農者の新しい人は、すごく家族と本人も歓迎されているので、やっぱり今、コロナの状況で就職が大変な若者もおいでだと思うので、もっとこういった制度を、若い人に周知する必要があると思うんです。せっかく予算を、こういう形で流すのはもったいないので、もっと活用できるようにできたらなと思うんです。で、知らないんですよ、みんなね。

それと、この下の20万円は、町の新規、人の支援事業の給付金がマイナスになっているということですよ。

○農業振興課長（河野稔彦君） そうですね。20万円は、町費の分です、はい。町単の分ですね。

○10番（井出美智子君） だから、退職して農業をしている人もおいでるので、やっ

ぱりこういった町の、勝浦町の町単の制度というのを、もうちょっとこう工夫して、小まめに周知する必要があるのではないかなと思います。勝浦町は、本当に農業の補助金に対しては手厚くやっているの、ありがたいという、活用してくれた人は言うんですよね。だから、そこら辺の工夫が令和4年度予算にも活用できたらと思うんで、ちょっと、マイナスになったからといって予算枠を減らさなくて、増やす方向で考えてもらえたらなと思うぐらいです。

それともう一点、下の中山間地域等直接支払交付金も150万円減額になってます。だから、直接支払交付金、これはやっぱり高齢化で作れなくなったという形で、面積が減っているための補助金の減額になっているんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 議員がおっしゃるとおり、そうです。最終的な減額というのは面積、脱退されるというか、会員が脱退、協会に加入されとう人が脱退というか、抜かれて面積も減ってくると、そういった要因がございます。

○10番（井出美智子君） 今山でもようけ辞めたんですけど、結局ミカンを作り続ける限りは草も刈ったり、除草剤かけたりしなければ、山へ上がり続けるということはいけません。だから、やっぱり農地を管理しようと思ったら、こういった制度を活用して、草刈りが大変だったら、役員さんがもう車、軽トラの後ろに乗って除草剤をかけるだけとかいって、その地域に合わせてできる形でやっているんです。だから、女の人でもいいから、できるだけこの直接支払制度の形は維持して、で、なかなかまとまった金額もらえませんからね。除草剤とか、いろんな農具とか、利用している者にとってはありがたい制度なんです。だから、男の人だけじゃなくって、その人が年寄ったら、若いお嫁さんでもいいから、簡単にできる範囲で入ってくれないかという勧誘も必要かとは思っています。

だから、その地域に合わせた形で、できることをやってほしいという形で、この中山間の事業も継続できるような柔軟な形で、地域に合わせた形で、自分たちでやることをやるという形で守ってほしいなと思うんです。そうすると、今までやってきた人は、こうあらねばならないというふうに思い込んでるんですよ。だけど、去年なんか大きく、この法律も維持できないということで、いろんな形で国のほうも柔軟に、

5年の縛りがなくなったりして変わってきているんですね。だから、そういったことも町民に周知して、今までのような形でなくてもできますよということを、もっと知らせる必要があるんです。

だから、よろしくをお願いします。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） ちょっともう一点だけ。

32ページの4款の衛生費の合併浄化槽、これ、実は去年も私質問したと思うんやけど、今年も執行率がこれ見て計算したら24%ぐらいで、不要額も非常に出てると思うんやな。これもだけん、僕は制度自体に、ちょっと町民に受け入れない、どっか不具合があるように思ってしょうないやけど、今補助率はどんなんで。前は国県3分の1、3分の1は、3分の1やったように思うんやけど、今減っとんな、国県が、この計算から見たら。今、補助率どんなんですか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 補助率に関しましては、率は変わっておりません。両方とも3分の1ずつでございます。

○9番（国清一治君） 3分の1ずつ。

○上下水道課長（大上誉司君） はい。

○9番（国清一治君） でもこれ、国県支出金の減が450万、一般財源400万で、これ合うとんで、この計算。3分の1、3分の1でいくんだったら、一般財源がもっと減らないかんわけや。

ちょっとほな、例えばな、一般家庭に今5人槽が入る、一番入るのは7人、7人槽。何人槽が入るんですか。

○上下水道課長（大上誉司君） 5人槽。

○9番（国清一治君） 5人槽やな。ほな、5人槽の場合で補助金って、どんな割になるん。家によって工事費は違うと思うんやけど。これ、例えば90万の工事としてみたら、60万は国県から出るってことやろ。

○上下水道課長（大上誉司君） 3分の2程度です。

○9番（国清一治君） そうそう，そうそう。そういうこと，そういうこと。この財源内訳を見たら一般財源が多いねんやな，かなり。だけん，3分の1ずつではないように思う。

○上下水道課長（大上誉司君） 小休。

○議長（美馬友子君） 小休させていただきます。

午後2時31分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（美馬友子君） 再開して，国清議員からもう一回質問。

○9番（国清一治君） 実は去年も質問しとんですよ。私はずっと気になっとうけん，結局毎年20基で組んで，令和4年度も20基で組んどるんですね，これ見たら，予算見たら。ずっと20基で組んできて，執行率は非常にここ悪いな。今年は，3年度は特に悪い，5基というんは。だけん，広報とかホームページとかでいろいろしよんだろうけんど，そうでなしに，もともとこの制度自体に問題が私はあるように思う。

ただ，進めないかんのは，勝浦はもう集落排水は無理なんで，合併浄化槽に頼らなんだらできんのよ。ほんで，今はちょっと死語みたいになっとうけんど，勝浦川を町の宝につちゅうのが，ずっとあったんやな。勝浦川の環境問題いうのを改善するんは，この合併浄化槽以外ないんよ。集排は，もう横瀬から絶対広がらんけん。ほれなのから，合併浄化槽が全く伸びない。むしろ3年度は逆に大幅に減っとる。

だけん，制度自体をもう一回，町がもっと上乘せすとかしていかんだら，これは4年度もまた20基組んどうけんど，あんま進まんと思う。そこらを町長にちょっと一言だけ言うてもろて，もうちょっと制度変えてかなんだら，同じ予算組んで組んで，毎年減額するんではちょっと具合悪いでしょう。

○議長（美馬友子君） ほな，小休でちょっと答弁もらいます。

午後2時35分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） あと1点、予算書24ページ、総務費、企画費の中の医師確保事業委託料ということで、310万5,000円が減額ということなんですけど、この事業、たしか400万ぐらいの予算だったと思うんですけど、どのような実績やったのか、お願いします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 医師確保にかかる成功報酬、紹介事業者に対する成功報酬として、当初400万を計上しておりましたが、残念ながら常勤医師の確保に至りませんでした。それで減額となります。

ただ、しばらくの間、勤務していただいた、途中退職された医師に対する住宅等の手配に関する費用だけ実績で残っております。

○1番（花房勝一君） その医師は、この医師確保事業で雇用したのではなかったということ。

○企画交流課長（寺尾由美君） ではございません。

○1番（花房勝一君） 分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

籾議員。

○8番（籾 公一君） ちょっと建設課長に尋ねますけど、37ページで一般住宅費のところ、説明のところ493で移住・定住支援というやつが140万円ぐらい減額になるとるんですが、これってもともと予算書で900何万、リフォームのやつではないん。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） リフォームの部分については、当初割当ての予算を全部使って、それで実際のところは、この落としととう部分については、耐震改修と併せたスマート化事業を実施する場合に、町が上乗せをする。町内業者が施工した場合に、1件当たり20万の上乗せ補助を用意しとった分です。残念ながら、スマート化事業、耐震改修が進められなかったところから、その分については残が出とるといところですよ。

リフォーム事業については37件だったと思うんですけども、当初見込んだ予算の上に締切りを、締切り、10月末で締切りを迎えた新築の追加の町内事業者がするとか

の予算も含めて、リフォームのほうは執行しておるといことで、この余った分はリフォームに対する補助金じゃなしに、スマート化として余った分というような御理解していただけたら。

○8番（笹 公一君） そういうことやね。

リフォームのほうは、たしか4月に受付して、5月にはもう満杯になっとして、あとはもうキャンセル待ちやということになっとして、かなり十何軒がキャンセル待ちやという話聞いとったけん、その分ではないということやね。

○建設課長（海川好史君） その分ではございません、はい。

○8番（笹 公一君） はい。

○議長（美馬友子君） ほかに。

一般会計補正予算、何か、あと質疑はありませんか。いけますか。

麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） 37ページの、さっきの移住・定住の上の危険ブロックの撤去補助金というんがあるんやけん、これ毎年のように予算組んでも、一般住宅の7，4，2の18の488，200万ほどの減額になっとなんやけん、これの原因っちゅうんはどんなにかいな。毎年のように組んで。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） これについては危険ブロック塀の撤去なり、建て替え費用に対する助成をする事業です。昨年度については実績が2件程度あったと。ちょっとはっきり覚えておりませんが、あったと思います。ただ今年度については、老朽物件空き家とか耐震改修と併せて推進をしておりますけれども、実際的には、このブロック塀を撤去するような申請がなかったということでございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） 申請がなかったっちゅうんじゃなしに、これ危険なんやけん、やっぱりそれなりにしていかなんだら、予算組むだけで申請がないけんほっとくいうんではいかんと思うんやな。だけん、そこらをやっぱり予算組むときとか、いろいろやっていってほしいなと思って。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 耐震改修を進めるとき、または老朽物件空き家の除却をお願いするなり通知をしておるときに、一緒にブロック塀についての補助制度というものも併せて紹介はしておりますし、併せて補助金を御活用いただいて、安全対策をしていってもらえるような情報発信というには努めております。

○6番（麻植秀樹君） もし使いづらいんやったら、使いやすいようにも考えてあげてほしいなと思うけん、またよろしくをお願いします。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑ないようですので、続いて、議案第2号について質疑のある議員は御発言をお願いします。

令和3年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算でございます。

ないですかね。

この10年ぐらいで、3月で減額だったんが初めてプラス、増額補正だったと思います。以前はなかったよね、国保税。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 国民健康保険税の増額の分なんですけれども、令和3年度当初に予算をしたときに、もう、ちょっとコロナの影響を受けて税収を下がるの見込んでおりました。結果的に、あまりコロナによる所得のほうの影響がなかったということで、増額補正となったものでございます。

○議長（美馬友子君） 高齢化したためではなかった。

はいはい、分かりました。

ほかにないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、続いて、議案第3号について質疑のある議員は御発言をお願いします。

簡易水道特別会計補正予算です。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、引き続き、議案第4号勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算について質疑のある議員は御発言をお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第5号について、介護保険特別会計補正予算です。

質疑のある議員は御発言をお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、第6号について、後期高齢者医療特別会計補正予算です。

質疑のある議員は御発言をお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、続いて、議案第7号について質疑ある議員は御発言をお願いします。

勝浦病院事業特別会計補正予算です。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑ないようですので、以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第二読会に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

議事の都合により、休憩といたします。

それでは、15時10分よろしいですか。再開します。



午後 2 時 55 分 休憩

午後 3 時 10 分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 1 号から議案第 7 号までを一括して議題といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

まず、議案第 1 号について、質疑のある議員は、御発言をお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第 2 号について、質疑のある議員は御発言をお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第 3 号について、質疑のある議員は御発言をお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第 4 号について、質疑のある議員は御発言をお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第5号について、質疑のある議員は御発言をお願いします。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第6号について、質疑のある議員は御発言をお願いします。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第7号について、質疑のある議員は御発言をお願いします。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

議案第1号から議案第7号までを一括して討論と採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第10号）についてから、議案第7号、令和3年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）についてまでは、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第11、議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第17号、勝浦町公の施設の指定管理者の指定についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から、議案第8号から議案第17号まで一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） また、自席で失礼します。

議案第8号から議案第11号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第8号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、育児介護休業等の休業法の改正に伴う非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、また育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について所要の改正を行うものでございます。

議案第9号は、勝浦町消防団員の定員、任命、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、消防団員の報酬及び出動手当の額について、消防庁が定める標準的な額とすることで、消防団員の処遇改善を図るものでございます。

議案第10号は、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、徳島県国民健康保険運営指針による保険料算定における資産割廃止に伴う措置のほか、関係法令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、勝浦町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてであります。この条例は、令和4年3月31日をもって、当該基金を廃止するに当たり、その基金の設置等に関する条例を廃止するものでございます。

議案第12号は、かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、当該施設の方針転換及び料金体系の見直しにより、利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号は、勝浦町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、水道未普及地域である山田地域への簡易水道を整備することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号は、勝浦町星谷運動公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、当該施設の利用実態から施設の名称を変更するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

議案第15号は、勝浦町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、勝浦病院の移転による位置の変更と利用状況に応じた施設運営を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号は、勝浦町道路線の認定についてであります。勝浦町の町道として、新規1路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号は、勝浦町公の施設の指定管理者の指定についてであります。勝浦町が設置する公の施設であります、かんきつテラス徳島内の本庁の借受け施設について、その管理を行わせる指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、御審議いただき、御決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、議案第8号及び議案第9号について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正理由といたしまして、育児・介護休業法の改正に伴い、国家公務員における非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されること、加えて、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置が義務付けられることを受け、本庁においても、国家公務員と同様の措置を講ずるものでございます。

改正内容といたしましては、育児休業、部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止する、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、1つ、妊娠出産等を申し出た職員への個別の周知と意向確認、2、研修実施や相談体制の整備に関する規定を設けたものでございます。

施行期日といたしましては、令和4年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第9号、勝浦町消防団員の定員、任命、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

そちらのほうの改正理由につきましては、災害の多発化、激甚化等に伴い、消防団員一人一人の役割が大きくなっている現状を鑑み、適切な処遇改善を行い、消防団の活動の条件向上を図るため、消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告に合わせ、団員報酬及び出動手当の額を消防庁が定める標準的な額に改正するものでございます。団員報酬、分団長、副分団長、班長、団員及び出動手当の増額でございます。

こちらのほうも、施行期日といたしましては、令和4年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第10号について、藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 議案第10号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の理由でございますが、徳島県国民健康保険運営方針による基準保険料算定の資産割廃止の決定を受け、本庁においても段階的な廃止の措置を講ずるもの及び法律政令の改正によるものでございます。主な改正内容は、資産割額の税率について、医

療分を26.0%から13.0%へ、後期支援分を12.0.%から6.0%へ、介護分を8.0%から4.0%へ変更いたします。次に、高所得層に応分の負担を求め、中間所得層の負担を緩和することを目的とした国民健康保険法施行令の改正により、課税限度額について医療分を63万円から65万円へ、後期支援分を19万円から20万円へ引上げを行います。また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国及び地方の取組として、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律の公布により、未就学児の被保険者均等割額を減額いたします。

施行期日は、令和4年4月1日を予定しております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第11号、議案第12号及び議案第17号について、河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、議案第11号、勝浦町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例でございます。

こちらの条例につきましては、令和4年4月1日から施行するとしております。

廃止の理由でございますけれども、基金条例の第1条にありますが、中山間地域における土地改良施設機能の発揮、集落共同活動の強化に対する支援事業を行うため、この基金条例が設置されております。近年におきましては、平成27年度から31年度の5年間は、毎年度100万円ずつを取り崩して、日本型直接支払い制度に充当してまいりました。令和2年度以降、この基金残高はなく、今年度積立てをしないとしたことから、当該基金条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第12号かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

まず、改正の理由でございますけれども、業者等の強い要望を受けまして、オレンジファクトリーは施策施設から製造販売施設への方針転換を図り、オフィスかつうら1、いわゆるコワーキングスペースでございますけれども、こちらは活路用途を増やすため、それに応じました目的と料金体系の見直しを行うものでございます。

改正の中身についてでございますけれども、まず、設置の目的を、「温州みかんを核とした」から、「温州みかん等を活用した」へ改めさせていただきます。

それから2つ目には、オレンジファクトリーの半日の料金体系を現状の1,500円から1,000円に改めて、なお乾燥機と真空包装機以外の器具を利用する場合に限るという要件を削除、廃止させていただきます。

また、3つ目には、オフィスかつうら1の料金体系に1時間の貸切りを追加いたします。これについては、コワーキングスペースでの会議、イベント等での活用で複数人数が使用できるような体系でございます。

それから4つ目に、オフィスかつうら2の1年の料金体系を廃止するというところで、これは月額12倍が年額ということで、月額があればOKということで変更させていただいております、削除させていただいております。この改正につきましては、この1年間の利用状況、それから利用者等々の意見も踏まえまして、利用形態の見直し、そして料金の値下げを含めて、料金改定を、料金の設定を改正させていただくというものでございます。

それから、議案第17号、勝浦町公の施設の指定管理者の指定についての詳細説明をいたします。議案第17号、勝浦町公の施設の指定管理者の指定について、次のとおり、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

施設の名称は、かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設、指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人K-F r i e n d s、指定する期間、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

この選定の理由についてでございますけれども、今回の指定管理者の候補者の選定方法につきましては、申請によらない選定としております。その理由としまして、オレンジファクトリーのこの施設の活用方法が試作施設から製造販売施設への転換期にありまして、この転換後の活動を見据えて、当施設をこれまで利用しながら地場産品の開発に取り組んでいただきました団体を指定したいという思いがございまして、K-F r i e n d s様に引き続いてお願いをしたいと考えております。

公規法令は、勝浦町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項の1を適用させていただいております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第13号について、大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 議案第13号、勝浦町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明をさせていただきます。

1、改正理由、西岡地区の給水区域を拡張し、水道の未普及地である山田地区へ簡易水道を整備するため。

2、改正内容、西岡地区に山田区域を追加するもの。

施行期日は、令和4年3月31日を予定しております。

以上、御審議いただき、御決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第14号について、石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） では、教育委員会から議案第14号、勝浦町星谷運動公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細の説明をさせていただきます。

お手元、まず公園施設の説明ということでさせていただきます。現在の星谷運動公園でございますが、主に5つのエリアが設置されております。川上から順に、ラジコン広場、ちびっこ広場、ゲートボール場、多目的運動場、ローラースケート場となっております。このうち、最も川上のエリアとなりますラジコン広場でございますが、実際には駐車場としての使用がほとんどのものとなっております。また、ちびっこ広場の1つ下の川下のエリアとなりますゲートボール場につきましても、現在ではグラウンドゴルフ等での使用されることが多くなっているというところでございます。最終、最も川下になりますが、ローラースケート場、こちらのほうにつきましては、実態としましてラジコンで使用されるということが、これはもう従来からということが多くなっているというところ、ここらが現状というところでございます。

こういったこともありまして、今回の条例の改正でございますが、町長のほうからもありましたように、ちょっと使用の実態と乖離しておりまして、ちょっと分かりにくいというところで、改正を行うものでございます。

それで、まず、教育面としまして、この点について検討を行いました。まず利用者の方など皆様に分かりやすいものとするために、ラジコン広場を駐車場という名称に変更することとしております。また、ゲートボール場、ローラースケート場につき

ましては、現在、先ほども申し上げましたが、グランドゴルフやラジコンで使用されることが多いとの報告をさせていただいたところでございますが、ほかの使用内容の事例も見られることや、また今後使用される内容の状況変化にも対応できるような名称ということで、町民に親しんでいただき、また町外の方にはこの運動公園を通じて、勝浦町をPRしたいとの思いから、ゲートボール場をみかん広場、ローラースケート場を若あゆ広場にそれぞれ名称変更するということで、条例の改正を行うものでございます。

また、今回の改正に併せてということになります。現在、星谷運動公園エリアによりまして、使用料の区分記載しております。このうち、その他の施設ですね、こちらのほうをもう削除ということで、改正考えております。これに伴いまして、現在のラジコン広場、変更後となりました駐車場ですね、駐車場の使用料は徴収しないというところで考えております。

なお、教育委員会としまして、令和3年度予算におきまして、公園内にあります5つの看板の回収、及び3つの看板の撤去を予定しております。この回収する看板のうちには、公園の案内板、施設の概要を示す看板ですね、こちらのほうがございまして、今回本議案の御決議をいただければ、変更後の内容により、こちらの看板の回収もしたいと考えております。

御審議いただき、御決議賜りますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第15号について、笠木勝浦病院事務局長。

○病院事務局長（笠木義弘君） 勝浦町病院事業の設置及び管理に関する条例を改正する条例についてでございます。改正理由といたしましては、勝浦病院新築移転に伴いまして、病院の位置を変更するとともに、病床数、また使用料を利用者の状況に応じた数及び設営のための適正な金額に変更、さらには、診療科目の追加を行うものでございます。

改正内容ですけれども、病院の位置を移転先の勝浦町大字棚野字鴻畑13番地2に変更します。

診療科目につきまして、リハビリテーション科を追加します。こちらについては、

現在の施設基準に合わせたものでございます。病床数を変更し、こちらの病床数は、60床から50床への変更、それから指定入院室の使用料を引き上げます。こちらは、現在、条例の料金3,000円上限から4,400円上限に変更するものでございます。ちなみにですけれども、現在の病院での個室料は2,200円で運用してございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第16号について、海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 議案第16号、勝浦町道路線の認定について説明をいたします。

町道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。路線番号344、路線名沼江橋谷線、起点勝浦町大字沼江字橋谷28番2、終点につきましては勝浦町大字沼江字橋谷22番3、延長については111メートル、幅員については2.5メートルから4.5メートルでございます。起点部分につきましては、青色着色部については、これ町道石原中央線です。石原中央線から分岐したところでございます。なお、終点部につきましては、倉庫北側であり、回転場を設置しており、町道としての認定基準は満たしておるということでございます。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

まず、議案第8号について、質疑のある議員は発言をお願いいたします。

職員の育児休暇休業等に関する条例の一部改正です。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 今回の条例改正に当たって、いずれにせよ、そういった育児休暇の今までの実績ですよね、そういった取りやすい環境とか職員のそういった意識の啓発とか、そこら辺りは順次してきたと思うんですけど、改めて今回の条例改正に当たっての職員に対する具体的な影響と、過去数年分かる範囲でいいんですけど、そういった育児休暇の取得の実績の部分について、分かる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 育児休業の取得につきましては、男性職員の取得というのは、令和元年度に1件あったかなというふうな記憶はあります。それ以外は、男性の取得というのは、少ないのかなというところではあります。

今後、妊娠出産等の職員について、そういった個別の意向確認というのはさせていただきたいというところと、研修については独自で本庁で行うのか、自治研修センター等の研修を利用するのかなというところ、それから、相談体制について総務防災課のほうで今後も対応していきたいというふうには考えております。特に、その部分について、取りやすいような環境を整備するというような国の体制に基づいた、町条例の改正というふうには考えております。

○7番（松田貴志君） はい、ありがとうございます。ごめんなさい、今の部分で、今回条例化されて、ある程度こう自治体の責務というか、明確化されたと思うんですよ。そういった中で、新たにこの条例化された以降の話ですが、具体的に担当課として、こういうことをしたいとか、ここで書いとる以外の部分で何か考えてることがあれば教えてほしいんですけど。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） できるだけ取りやすいような職員の確保とか環境、育児休業した場合の職員の配置については、配慮していきたいというふうなところは考えているところではあります。それと、男性についても取りやすいような環境の整備というふうなところは、ちょっと考えているところではあります。具体策と言われると、ちょっとこれとって今申し上げられるようなことは。

○7番（松田貴志君） 要は、せっかくこういった部分で、育児休暇を取ることが当たり前の世の中になってきている中で、やはり一步踏み込んで、この条例が形骸化せんように、ほんまに生かされるような体制づくりというのは、しっかりとつくってほしいなと思いますので、ここは取りあえず、今のところはないということなんで、またいろんな職員、育児休暇を取得した経験のある職員とか、また女性職員の声とか、いろんな声を拾い上げる中で、具体的な事業の進捗に生かして欲しいなと思います。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 説明の中で、国家公務員と同様の処置を講ずるということで、これをやってると思うんですけど、正確に一緒なんですか、これは。それとも、違うところもあるんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうの育児休業、部分休業以外についての町の規則、また勝浦町会計年度任用職員の勤務時間休暇に関する規則については、一部改正により対応をさせていただくというふうなところではありますが、必要な条例については、国家公務員同様なるように改正をさせていただいてるところでございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。ないですかね。

それでは続いて、議案第9号について、質疑のある議員は発言をお願いいたします。

勝浦町消防団員の定員、任命、服務等に関する条例の一部改正です。

国清議員。

○9番（国清一治君） ちょっと教えてください。私は結構なことやと思うんですが、この理由の中で、消防庁が定める標準的な額という、これはこの標準的な額が変わったのか、地方がそれ以下に抑えていたのか、まず、それはどうなんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 標準的な額については、出動手当については若干ちょっと違うところはあるのですが、ほかの報酬については変更ないものと思ってます。今回、検討の報告で、標準的なものにするよというふうな報告があったのを受けて、標準的なものに改めました。

○9番（国清一治君） 標準的ななくて、何か変わったということなの、国の消防庁が、変わっとらんの。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 変わってはないと思います。

○9番（国清一治君） それに引っかけたちゅうことやな。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） そちらのほうに合わせるようにということ
で。

○9番（国清一治君） それに引っかけたちゅうことやな。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） はい、そうです。

○9番（国清一治君） それと、前に聞いたと思うんやけど、1回ちゅうんは時間
は言わんのですか。1回8,000円なつたいうのは、これは結構なことやと思うんやけ
んど、時間的なものは、どんなんやったん、前に説明あったような感じがするんやけ
んど。山火事みたいに長期にわたるなると思うけんど、回数で決めたら、ちょっと支
給に関して何か決めとかないかなのかなとも気がするんやけど。

○議長（美馬友子君） いけます、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今回、前回の回数のところの金額の修正だけをさせ
ていただいたところではありますが、あまりにも長期にわたる場合は検討する必要が
あるんかなとは思いますが、1回当たりというふうには、今の時点では考えておりま
す。

○9番（国清一治君） これはしとかなんだら、人の、行方不明者の捜索とかいうた
ら、もうかなり長時間にわたるのを、1日で単位で刻んでいくとか、そこらはちょっ
と規則か何かでは決めとかなんだら。前は言ったんは、分団長が一応きちっと記録を
して、それによって判断するとかいう答弁みたいなのがあったんやけんど、ここでちょ
っと詰めといてください、困ると思う。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） はい。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 今の部分で、出動手当自体2,000円に上げて、ちやうちや
う、前、1回2,000円に上げて、それ以降、国からの通達というんかな、通知があつ
て8,000円、標準報酬の8,000円という話だったと思うんですけど、この間、国はそう
いうふうな形で上げてくれては言うてきたんですが、この消防団員確保が目的とは思
うんですけど、そこら辺りの財源のことについての手当というのがあるのかどうか、

また、従来、その出動手当でなしに、それぞれの団員の報酬について、一括して各分団に払っている現状と思うんですけど、そこら辺りの運用は引き続き同じような形でしていくのか、その2点お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 団員報酬の支払いの方法については、今のところ具体的に変更というふうには考えてはおりません。2,000円の出動手当に、昨年度変更させていただいたということで、こちらのほうの検討会の報告が8月に出されておりますので、それを受けて今回改正を標準的なものに合わせたものです。こちらの額については、交付税の標準単価のほうと3年度の額とほぼ同額であったというふうな確認はさせていただいております。交付税の措置の額に合わせてと全員標準的な額ということですが。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 多分、ということは、今回に関しては交付税的には別にこれ以上の加算はないという認識でいいんですかね。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今のところは、この額に合わせさせていただいて。

○7番（松田貴志君） はい、それともう1点お願いします。先ほど、団員それぞれの報酬についての支払い方法は現状のままいこうかなという話だったと思うんですけど、それぞれの分団の運営形態から考えると、あえて報酬を上げると、それぞれの、何て言ったらいいのかな、団の運営費も払われていると思うんですけど、そちらのほうを上げたほうがそれぞれの団は運営しやすいのかなという気がするんですけど、そういった議論はなかったんですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 検討会の報告書の中では、運営費についての記述もあったかとは思いますが、今回の改正については、団員報酬等の報酬の改正ということで、具体的に示されておりますので、そちらのほうの扱う額だけを改正をさせていただきたいところでありまして。各団、運営の仕方はいろいろあるかと思いますが、基本的に報酬については、そちらのほうに合わせさせていただいて、中のほうで、団のほうでお話をさせていただいてというふうには考えております。支払い方法について

は、分団長会議等で御意見ありましたら、変更等も可能であるかなというふうには考えています。

○7番（松田貴志君） 実際、この検討会議等で報酬の支払い方法等も話されたと思います。そういった中で、実際どの形がこれ一番いいのかというふうのも難しいかも分かりませんが、これはまた分団長会議近々あると思うんですが、やっぱりここら辺り含め、もう今さら議案として上がってきとうもんを何言うてもしやあないかも分からんのやけど、やはりそれぞれの分団長、副分団長、それぞれのこの年額の報酬を上げるよりも、やっぱり私は運営費を上げたほうがよかったんちゃうんかな、何でか言うたら、そちらのほう上げることによって現状一括支払いしてる部分も将来的に個々の団員に、それぞれに支払われるような方向に持ってもいきやすいんかなってのは考えてたんで、回り道しよんかなとかいう部分がちょっと感じたので言わせてもらいました。

まだ、ちょっと自分も分団員のそれぞれの意見も聞けてないんで、また第二読会に向けて、もう一回ちょっといろいろ話聞きたいと思います。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 出動手当の件についてですが、火災なり水防なりはもちろんのことなんですけど、町の特別な定例会以外の訓練の場合というのにも含まれるのかどうかというのを、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） そちらのほうも、対象というふうになるようには考えているところではあります。ちょっと、そちらのほう、まだ本団と分団長と諮ってというふうには考えてます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

なければ、私から1点お願いします。

消防団員の定員は、これから減らすとか、増やすとかいうんは考えていく方針なのか、また、この間、男女共同参画の会議あったんですけど、女性の消防団員数の値をというような話もあったんで、勝浦町的にはどういう方向性で行くんかなというところ

ろを、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 消防団員の定数については、たちまちすぐに減らすというふうな考えは持ってはおりません。定数はそのまま、確保が難しいようであれば、状況見て定数のほうを見直していくというように考えております。それから、女性消防団員の登用とか、そういったことについては、本団とかの御意見を賜りながら進めていきたいなというふうに考えております。

○5番（美馬友子君） 国の指導とか、そういうのはないということやね。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 国というか、県のほうからは、そういうふうな確保に努めるようにというふうなお話がございます。

○5番（美馬友子君） あるけど、進んでないという話ですね。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） はい。

○5番（美馬友子君） はい、分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） これは、念のために聞いておくだけなんですけど、これの対象になってるのは消防団員ということで、予備隊のようなものがある部署もあるんですけど、そこは対象になってないというか、山火事の場合は、そういうところも、別に報酬がどうのこうので出てきよんではないですけど、かなり出るし、出てこんど、出てきてもらってありがたいというか、そういう存在でもあるんですけど、何か配慮しているような、今のところは、ありがたうという感じなんじゃないかな。ちょっと、どない言うたらええんや分からんねんやけん。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 具体的な補助とか、そういったものは現在ないというふうな状況であろうかなというふうに思っています。今後、そういったことも地区町村とか、状況を見ながら考えていく必要性はあるというふうには考えておるところではございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。ないですか、はい。

それでは、続いて、議案第10号について、質疑のある議員は発言をお願いいたします。

国民健康保険税条例の一部改正です。

質疑はありませんか。

節議員。

○8番（節 公一君） ちょっとお尋ねしますけど、今回、資産割の分が減ると、それと課税限度額が引き上げられると、今現在、確定申告しよんで、4年度の分はまだと思うんやけども、予算にはこれを見込んで反映されとんでしょう。大体、ざっとした数字でええんやけど、資産割の部分で減る分が大体どのぐらいかとか、限度額の引上げが大体何人ぐらいおるかというのは、予算作成したときにはどうなってますか。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 限度額の上限まで行ってる世帯は、今、今年で3世帯です。今回、引上げがトータルで99万円から102万になりますので、この限度額の引上げによってという分では、あまり予算のほうには勘案はしておりません。資産割の分につきましては、計算をしまして、600万円ぐらいの減を見込んで予算しております。

○8番（節 公一君） その財源は、今までの基金というか、こっちのほうからなるの、それとも、繰越金のほうから大体、その手当しなあかんわけでしょう、600万円ぐらいは。

○税務課長（藤井小百合君） はい。令和4年は、繰越金を使うとして予算しております。

○8番（節 公一君） 前というか、以前に、大体繰越金は、約1億円くらいと大ざっぱな数字で言いよったと思うんですが、基金も大体1億円ぐらいと、基金のほうはもう今回は触らんで、繰越金はこの予算上でしたら、あと残はどのぐらいになるんですか。

○税務課長（藤井小百合君） 今現在でも、年間で大体2,000万弱の単年度赤字です。その上に、600万調整ぐらいの赤字が乗ってきますので、来年度7,000万ぐらいの

繰越しになろうかと思えます。

○8番（笹 公一君） 1億円ぐらいあったというんが、4年度末ぐらいには7,000万ぐらいになる見込みと、こういう大ざっぱな見通しでええということですか。

○税務課長（藤井小百合君） はい。

○8番（笹 公一君） かなり、まだちょっと余裕あるね、はいはい、結構。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

それでは、続いて、議案第11号について質疑のある議員は発言をお願いします。

中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、条例を廃止する条例です。

瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） この条例って、平成5年にできとんですよね。私、これちょっと分からんのやけど、もう一回ちょっと説明をお願いできたらと思います。ほかのところは、条例、皆、書いてくれとんやけど、ここだけないんですよね。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） この基金の設置の目的ですけれども、今おっしゃられました平成5年に設置をされております。中身につきましては、中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮し、集落共同活動の強化に対する支援事業を行うため、中山間ふるさと・水と土保全基金を設置すると、第1条に掲げられております。要するに、今、先ほど申しました、ここ最近、平成27年から31年の5年間で使い切ったわけなんですけれども、毎年度100万ずつを日本型直接支払制度の交付金に充てておったというところがございます。

○3番（瀬戸直一君） 基金がなくなった原因ということですか、で、よろしいんですか。

○農業振興課長（河野稔彦君） そうです。今後、この残価2という積立てというのは、補助金では言っとるんですけれども、町費入れてますので、あえて基金ということではなくして。

○3番（瀬戸直一君） ではなくして、ほかの形態ですということですか。

○農業振興課長（河野稔彦君） 直接、町費、中山間ですね、4分の1の町費が行っ

てますので、町費で直接、はい、基金というのではなくて。

○3番（瀬戸直一君） はい。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。

ないですかね。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようなので、続いて、議案第12号について、質疑ある議員は発言をお願いします。 かんきつテラスです、一部改正。

ありませんか。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、続いて、議案第13号について、質疑のある議員は発言をお願いします。

簡易水道の設置等に関する条例です。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないですか、はい。

続いて、議案第14号について、勝浦町星谷運動公園設置及び管理に関する条例の一部改正です。

質疑のある議員は、発言をお願いいたします。

国清議員。

○9番（国清一治君） 今回、この条例が出てくるとは思ってなかったんですけども、ただ、この条例が決まってから看板を設置するという説明があったと思うんですけど、実はこれ私、一般質問出してます、運動公園のリニューアルで。看板だけがリニューアルでないというのは、前の質問から分かっていたと思うんですけど、ただ、これ、この条例案が決まるんが24日でしたか、早くても。24日から看板設置工事ですか、30万余りだったと思うんですけど、ほれ、時間的に。私、繰越明許しとるんかいなと思って、思っと思ったんですけど、それもしてないようだし、これ、大丈夫なんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 看板の工事でございますが、もう既に発注済みということで、3月中の完成というのは、めどはつけております。今、ちょっと議員がおっしゃったような、この議案の議決ですね、タイミング、23か5かなというところかと思えます。それ、議決待つてということで、完成のほうは、一応めどをつけております。また、周知につきましても、先ほどちょっと担当から広報誌、発行してまず住民課へちょっと確認しましたら、議決いただければ、このタイミングでも周知のほうは何とか間に合うかなというところで確認はしております。

以上でございます。

○9番（国清一治君） あとは、一般質問で聞きます。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） この名称は、公募をしたんでしょうか、それとも、公募をしたのか、どういうふうにか決めたのか。それで、これの名称の評判というのはいかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） すいません、ちょっと公募ということではいたしておりません。もう内部で検討の結果というところになります。本庁の特産品のみかん、それとまた、若あゆ広場、これと川沿いの広場というところ、また、先ほど私申し上げましたが、この、今はローラースケート場という表現ですが、ラジコンで使われる方多いと、若い方もよく使われてるというところもあって、若あゆというところで、ちょっと若手職員の発想というところで今回決定しております。評判は、ちょっとこれからかなというところだと思います。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

それでは、続いて議案第15号について、質疑のある議員は発言をお願いいたします。

勝浦病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

ほな、私から1つだけ、すいません。

診療科目，リハビリテーション科を追加したら，診療報酬のほうで加算的，何かあるんですかね。

笠木病院事務局長。

○病院事務局長（笠木義弘君） こちらにつきましては，既に先ほども若干触れさせていただいたんですが，設置基準として，標榜している科目でございます。条例が標榜科目に今回追いつくというふうに理解していただけたらと思います。

○議長（美馬友子君） 失礼いたしました。条例が追いついてなかっただけの話やったんですね。

皆さん，個室の4,400円は，これでいけますか。

○議長（美馬友子君） 質疑ないですかね，はい。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので，続いて，議案第16号について，質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは，続いて，議案第17号について，質疑のある議員は発言をお願いします。

勝浦町公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑はありませんので，以上で詳細質疑を終了いたします。お諮りします。

議案第8号から議案第17号までを，第二読会に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，議案第8号から議案第17号までを第二読会に付することに決定いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議は，明日3日午前9時30分から，この議場にて再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れ様でございました。

午後4時24分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員